

淀川水系流域委員会 第45回委員会

議事録

(確定版)

日 時：平成17年8月24日（水）16:00～19:15

場 所：カラスマプラザ21 8階大・中ホール

[午後 4時00分 開会]

○庶務（みずほ情報総研 中島）

皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、また委員の皆様のお出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第45回委員会を開会させていただきます。私、庶務を担当しております、みずほ情報総研の中島と申します。よろしくお願いいたします。

まず、審議に入ります前に配布資料の確認と発言に当たってのお願いをさせていただきます。

まず配布資料でございますけれども、袋の中の資料、議事次第の次に配布資料リストがついております。配布資料はちょっと点数が大部なものになっているんですけれども、報告資料としましては2点ございます。報告資料1、これは会議等の開催経過について、報告資料2、これは「『住民と委員との意見交換会』の実施報告」でございます。

あと、審議資料につきましては、そこにありますように、審議資料1-1から審議資料2までございます。このうち、審議資料1-1から審議資料1-8までにつきましては河川管理者からの提供資料でございます。そのうち、配布資料リストの左肩にちょっとありますけれども、丸印がついている資料、これにつきましては今回新たに河川管理者からの提供、または修正のあった資料ということでございます。それで、その丸のついているうちの修正があったものというのが審議資料1-4-1「丹生ダムの調査検討（とりまとめ）」、この資料に修正が入っております。

その審議資料1-4-1をちょっと見ていただければと思いますけれども、表紙に「24ページ修正」というような形で書かせていただいております。その表紙をめくっていただきますと、左側に「（正）」、右側に「（誤）」ということで修正点が示されております。という形でこの部分につきまして修正があるということでございます。

また、審議資料につきましては、審議資料1-9が5ダムについての方針に対する各委員からの質問、審議資料1-10が5ダムの方針に関する質疑応答の対比表、審議資料1-11が5ダムについての方針に対する委員会見解ということでございます。それと、審議資料2としまして「委員会意見書とりまとめのためのワーキンググループ設置（案）について」と。1枚紙でございますけれども、これがつけられております。あと、その他資料として今後のスケジュール、参考資料を3点つけさせていただきます。もし不足等がございましたら庶務の方に言っていただければと思います。

続きまして発言に当たってのお願い等でございますけれども、黄色の紙、「発言にあたってのお願い」というものがございますが、発言に当たりましてはこれをご一読いただければと思います。マイクを通して発言いただく、それと発言の際にはお名前を言っていただく、あと一般傍聴の方に

つきましては本日も終わりの方にご意見をいただく時間を設けておりますので委員の審議中のご発言はご遠慮いただくということをお願いいたします。また、一般の方からご意見をいただく際には庶務の方でワイヤレスマイクを持ってまいりますので、そのマイクを通してご発言いただくということをお願いいたします。それとあと、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモード設定ということをお願いいたします。

本日のこの委員会でございますけれども、19時の閉会という予定であります。円滑な審議にご協力いただければと思います。

それでは、以後の進行につきましては、寺田委員長、よろしくお願いいたします。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○寺田委員長

それでは、45回目となる委員会を開催させていただきます。前回は8月5日に委員会を開催して、まだ3週間足らずなんですけれども、この報告資料1をごらんいただいておりますが、8月5日のときに皆さんにお知らせをいたしましたとおり、先週の、ちょうど1週間前の8月17日からほぼ1日置きに4回にわたって地域別部会、それから各地域別部会の場を利用して先日7月1日付で発表された「淀川水系5ダムの方針」についての地域関係住民との意見交換というものをこの委員会として行わせていただきました。だから、この間本当に委員の皆さんもタイトなスケジュールで大変だったと思うんですけれども、これから後もなかなか厳しいスケジュールでありますけれども、ひとつご協力をお願いをしたいと思います。また、傍聴の皆さんも、この間の関係住民との意見交換会もそうなんですけれども、このダム事業についての問題というのは非常に利害の影響するところが大きい問題ですので関心も高く、たくさんの方にいつも傍聴いただいております。

きょうは、これから報告事項の中で先週から4回に分けて行いました関係地域住民の皆さんと委員会の委員との意見交換というものの模様について各地域別部会の部会長さん等からご報告をいただこうと思っております。特に直接に関係住民の方々からこのダム事業についてのお考え、特に7月1日に河川管理者が発表されたこの5ダムの計画についての方針というものの内容は従前の計画内容をかなり変えようとするというふうな内容でありましただけに関係住民の皆さんがどのようにそれを受けとめておられるのか、どういうふうなご意見をお持ちかということをお聞かせいただいで、そして今後のこの委員会の検討に生かさせてもらいたいということで行ったものでありますけれども、実際に直接にご意見をお聞きするということが大変有益なことであったというふうに思っ

おります。いろいろな立場の中での熱い、強い思いというものを委員の皆さんが直接に聞かせていただいたということで今後の検討に大変有益な機会ではなかったかと思えます。

今申し上げたようなことで報告事項の1)は報告資料1をもうごらんいただくということで、2)の方の意見交換会の実施の状況について各部会の方からご報告をお願いをしたいと思います。

それで、報告資料2ということで各部会の方から報告レジュメをつくってもらっておりますので、この順番でご報告をいただきたいと思えます。

それでは、最初に丹生ダムの方から順番にお願いいたします。よろしく申し上げます。

2) 「住民と委員との意見交換会」の実施報告について

○角野委員

角野です。部会長の中村委員がご欠席ですので、私の方から報告させていただきます。

丹生ダムの意見交換会は8月17日に行われました。地元住民代表の方5名の方に意見陳述をいただきまして、その後でこの流域委員会から5名の代表委員と討論するという形式で行われました。住民側の意見発表者の方のうちの4名はダム建設を推進する立場の方、そして1名はダム建設に反対の立場からの意見陳述でありました。

ダム建設を推進する立場の地元住民の方の意見はかなり重複していましたので、それを4点にまとめてみました。

1番目は、丹生ダムというものは既に昭和47年に策定されました琵琶湖総合開発において建設が決定されているものであり、それに従って家屋の移転、工事用道路等の建設等が進んでおり、残りはダム本体の建設のみという段階になっている。そういう準備が進んでいる時点でダムの建設に異論を唱えることは納得できないというのが1つ目です。既に国との約束事になっていたことが今になってほごになるということに対する不信感といいますか、憤りといいますか、そういうものが強く述べられました。

2番目は、高時川流域はかつてから増水によってしばしば破堤の危機にさらされてきた地域であるということが皆さんの経験に基づいて生々しく述べられました。そして、治水対策上、やはりダムが最も効果的な手段であろうという意見です。また、ダムを建設することによって高時川で問題になっています瀬切れのような環境問題に対しても非常に有効な解決策になるであろうという意見が述べられました。

3番目に、幾つか代替案が出されているわけですがけれども、例えば堤防を強化するというのをやると、現在堤防の下をくぐっています伏流水をとめて、その伏流水を利用している地域の利水が不可能になる地域が発生するという問題点が指摘されています。また、河道改修という案につきま

しても、例えば新たな土地の確保は困難であることなどの理由で現実性がないという意見が述べられました。

次に、4番目として、地元としては丹生ダム建設は地域活性化の一つの核として位置づけまして、例えば各地から集客して地元を活性化させるようなインフラ整備がいろいろ進んできてます。具体的に幾つかの施設も既にできていますし、あの地域をフルマラソンのコースにしようといったアイデアもあるようです。そういうことを含めて、もうダム建設以外に地域が生き残る道はないということを理解してもらいたいということ非常に強く強調されたように思います。

以上がダムを推進する立場からの意見の主要なものです。要するに、地元住民はダム建設を待ち望んでいるということが強調されたと言えるかと思います。

それに対してダム建設に反対する立場からは、このダムの建設はここ20年30年の間に次々と目的が変わっている。そういうようなダムを建設することへの疑問が1つ呈せられました。また、ダムの建設が琵琶湖の環境に与える悪影響への危惧も指摘されたと思います。

以上が住民側の意見発表ですが、こういうような意見陳述を受けて討論を行いました結果、当該地域の治水、利水、環境のすべてが重要課題であるという認識では地元住民も委員会も一致しているということが確認されました。これらの点についてこれから今後の課題としてより検討と議論を進めていくことが重要であろうと、そういうふう感じた次第です。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。丹生ダムの方は一般傍聴の参加者の方が多くて、大変な数の中での意見交換でありました。各意見発表された方もいろいろな立場の中で強い思いというものをご発言になりました。今の角野委員の報告の最後にもありますように、特に今回の方針は治水というものに限定した内容として丹生ダムの必要性ということが、実施についての方向性が示されたわけですけども、委員会の方でも、もちろん管理者の方もそうでありますけども、治水の必要性という点については一致をしているわけですね。ただ、その方法というところでいろいろ検討が必要だということ今審議を行っているということで、今後のこの委員会の検討を行う上においては示唆に富むご指摘もいろいろ受けたということだったと思います。

それでは、次に余野川ダムの方のご報告をお願いいたします。

○村上興正委員

池淵部会長が欠席ですので、副部会長である私・村上が行います。

日時は8月18日、15時から18時30分、実際は18時55分までありましたけども、池田市民文化会館

でありました。それで、意見発表者は2名。賛成と反対おのおのの立場1名ずつです。多少時間をとっていただいて、1人約10分以上ぐらいの形で説明をいただきました。参加者は大体100名以上というところです。

その結果概要ですが、「余野川ダム建設に関して、以下のような意見があった」と。止々呂美地区の住民の意見としましては、1977年以来、国土交通省は余野川ダムを地域開発と結びつけ、その必要性を説いたと。一方、箕面市は、民間開発より公共による開発の方が望ましいとして民間開発をとめるなど、地元の意見を無視して余野川ダム建設を決定した経過があると。ダムができるということで、地元では何度も被災しているのにその対策は後回しになり、27年にわたり地元が犠牲になってきたと。それにもかかわらず、6月30日に国土交通省からダムを当面実施しないという一方的な通告があり、それに対して悲しみと不信感を抱いたと。撤回してダム建設を再開してほしいというのがその住民の方々の意見です。

これに対する意見としては、地元住民の方が言われることはもっともな点があると。しかし、大阪府の太田知事が述べているように、公共事業の見直しは時代の趨勢であり、ダム建設の見直しはやむを得ない面があると。人命や財産を守るのはダムだけではなく、河川行政全体を変えないといけないとの趣旨の発言をなされました。また、流域委員会は、答申を行うに当たり、民主的な仕組みを保障した点では評価しているが、地元の方との話し合いはまだ不十分だったという指摘もなされました。

それから、総合討論を含めて論議された主な問題ですが、これはかなり時間をかけて行いました。流域委員会のあり方に関してですが、従来の取り組みに関しては、淀川水系流域委員会のメンバーは余野川ダム予定地の現場を見たのか、実態を知った上で意見を述べているのか、また地元住民の意見を聞いたことがあるのかと。特に止々呂美地区の意見を述べるのはこれが始めてであり、感謝はするが遅過ぎるのではないかと等々、要するにいかに現場というものをちゃんと踏まえた上で意見を答申しているのかということが論点です。

以上の意見に対して、流域委員会は現場の視察をたびたび行い、地元住民との話し合いもできる範囲で行ってきたことを説明しました。しかし、これに対しては、従来の結果を見る限り、住民の意見の反映は極めて不十分であると。何の目的で委員会が話し合いを行うのかは疑問であるという厳しい意見が続出しました。

このことを受けて、今後のことに関して、このような形で意見を聞き置くだけで終われば意味がない、地元の事情を聞いた上でそれを反映した形で意思決定すべきであるという強い意思表示がありました。そして、私たちに対してですが、国土交通省に対して住民の意見を踏まえて答申を提出

してほしいという意見が出されて、それはできる範囲内で考えましょうという話になっています。

最後に今後フォローすべき問題として、地元の治水、余野川の治水、地元の地域活性化、森林の伐採や土砂の堆積など関連事業で環境を破壊した現状をどう回復するか、導水トンネルはどのようにするか、それから大阪府の水と緑の都市の問題など、そういったいろんな問題が出てきて、そういう問題を今後どういうふうにするのかについてちゃんと考えるべきであるという話が出ました。

それで、他のダムを含めて、ダム建設を当面実施せず場合、流域委員会のアフターケアに関して、一体どういう形でどこまでそういうものに関与するのかということに対して定めることが必要であると。そういうのは今後の大きな課題であるということでもまとめました。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。今の村上興正委員のご報告の中にも出てまいりましたが、これはほかの意見交換会も共通してのことなんですけども、この流域委員会というものの立場なり役割ということについては必ずしもまだ正確には受けとめていただけてない部分があるということを感じました。

私、各意見交換会とも最初のあいさつだけの役割分担をさせていただいたんですけども、その中で、そのことについてなるべくご理解いただけるように、河川法の改正の趣旨との関係で学識経験者の意見を述べるということのために組織されたこの流域委員会というものの役割、それから特に関係地域住民の方々がいろいろ自分たちの意見というものを聞いてほしい、またそれを計画の内容に反映してほしいというふうなご要望というものについては、委員会としてお聞きはするとしても、それを反映するということには限界があるんだと。基本的には河川管理者が河川法に基づく手続の中で関係住民の方からの意見反映のための必要な処置を講じるということが管理者のいわば必要な仕事になっているわけですからそういう中でやっていただくべきことではあるんですけども、しかしそういう手続というものを事細かに正しく住民の皆さんがご理解いただいているということではもちろんありませんので、そういう点からも今回は意見交換会の場でそういうことについてのご理解をお願いする機会になったということではよかった面があったというふうに私も思っております。

それでは、次に川上ダムの関係。川上委員、よろしくお願いします。

○川上委員

木津川上流部会の川上でございます。

8月20日に名張で川上ダムに関する住民と委員との意見交換会を開催いたしましたところ、地元

の方々を中心とした180名を超えるたくさんの方にご参加をいただきまして、狭い会場が満席になりました。

そこで交わされた議論といいますか、意見でございますが、幾つか項目分けをしております。

まず委員会につきまして、この委員会がどういう経緯でできて、そしてどういう役割を果たしているのか、そういう委員会の内容がよくわからないと。なぜ一たん決定したダム建設の事業を今さらまぜ返して議論するのかというふうな委員会に対する委員会の存在意義といいますか、役割についての疑問点が述べられました。このことについては、先ほど寺田委員長の方からご説明がありましたように、開会の前に約10分から15分にわたって懇切丁寧にご説明をさせていただいたわけですが、それでもなおかつ委員会に対してこのような意見が出されたということで、今後委員会としても、それから河川管理者としても流域委員会の役割等についてさまざまな機会を設けてでも説明していく必要があるのではないかというふうに思いました。

そして、大きな反省点でございますけれども、ダムの建設予定地から移転された住民の方々の代表がテーブルについていないと。流域委員会は一度も移転住民の意見を直接聞いたことがないのではないかとこの厳しい批判がありまして、流域委員会としても当日テーブルに移転住民の方を招かなかつたという点につきましては大いに反省しているところであります。

整備局に対して意見を言う場ではないということも前置きをして意見交換会を始めたわけですが、それでもなおかつ住民の方たちからは整備局に対してかなり強い意見がありました。そのことが（2）の③のところに書いてあります。「元の場所に返せといった議論の前に、国交省は過去の反省をすべきだ。」ということでありました。

次に環境、治水、利水の順番でご紹介してまいりますけれども、川上ダムの意見交換会の中ではやはりオオサンショウウオの保全に関する意見がたくさん出てまいりました。今河川管理者あるいはダム事業者が実施している取り組みは、試行のレベルを超えて、もう既に本番が始まっているのではないかと。そのことによるオオサンショウウオへの影響がかなり出ているように思われるので直ちに見直せ、あるいは中止せよというふうなご意見がございました。委員の方からは、この地域に生物の種類が大変多いということを不思議に思っていたけれども、この地域はかつて伊勢神宮領だったということからこのような貴重な生物がかなりの密度で残されたということについて納得をしたというふうな意見もございました。

水質に関しては、ダムと水道水の関係、それから河川の有機物を水道水にする際に塩素を加えること等によって発生するハロゲン化物との関係についても河川管理者は十分検討すべきだということもございました。それから、川上ダムの環境を考えるとときに既存のダムについても十分検証して、

そして事業計画に反映していく必要があるというご意見もございました。

次に治水でございますけれども、ダムが集水域が非常に小さいので、この集水域等について十分検討する必要があると。かつて川上ダム上流に集中的に雨が降ったことは少ないというふうな地元からのご意見もございました。それから、岩倉峡の流下能力について、今ごろになって水位や流量をちゃんと把握してないのはとんでもないことだというふうな厳しいご指摘もございました。それから、代替案として遊水地の掘り下げ等の代替案が出てきているけれども、これはとんでもない話で、農家としてはとてもそういうことについて理解を示すことはできないというふうなご意見もございました。そして、地元の方々、水害に遭う危険性を持った方々は岩倉峡を少しでも開削してほしいという願いは今も変わりはないということで、下流の被害を軽減するために伊賀地域に重荷が背負わされているという認識を持っていらっしゃる事が明らかになりました。

ダム予定地から移転をした方々、それから上野遊水地の地権者の人たちは、一刻も早くダムを建設して水害の危険から逃れたいというご意見が大変強かったです。

利水に関しましては、三重県の $0.3\text{m}^3/\text{s}$ というわずかな利水については、代替水源を真剣に検討すべきであると。その気になって真剣に取り組めばきっと解決できるというふうなご意見もございました。

地域社会の問題といたしまして、今ご紹介いたしましたようにダム予定地からの移転者、地元におきましては、早くダムを建設してほしいということと、またダムがもしできなければどうするかというご心配の意見もございました。移転者の方々は、丹生ダムの意見交換会の際にもこれは言われたことではございますが、ダムがつかれないと我々の気持ちの整理ができないんだと、いつまでも仮住まいしているような気持ちだというふうなお話もございました。ダムをつくらないのならもとの場所に帰してくれというのが、移転された方々の気持ちだということが発言者の方から繰り返し聞かれました。

このようなことから、当日お伺いいたしましたさまざまな意見を、部会といたしましては委員会に課せられた課題というふうな受けとめまして、今後の審議並びに9月末に発表しようとして今取り組んでおります意見書の作成の中に十分反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○寺田委員長

はい。詳しいご報告をありがとうございました。

それでは、淀川部会の方でとり行っていたいただきました、大戸川ダムと天ヶ瀬ダム再開発、この2つの事業に関する意見交換会、今本副委員長の方よろしく申し上げます。

○今本副委員長

淀川部会の対象地域は、現在、天ヶ瀬ダムの湛水域の上流端、つまり鹿跳溪谷の下流端であります。しかし、第1次の委員会では、淀川部会が瀬田川の洗堰までを対象にしていたので、大戸川ダムについては淀川部会が検討していました。したがって、今次の委員会でも、大戸川ダムに限って淀川部会が担当することになりました。そういうことで開催場所も、淀川部会はこれまで京都あるいは大阪で行っていたんですが、できるだけ地元に近いということで滋賀県の大津市で行いました。意見を発表された方は4名です。うち2人が促進してほしいという意見、あと1人が反対、もう1人はどちらかといえば反対という程度の、そういう構成であります。

まず、大戸川ダムに賛成の立場からの発言、これは簡単にとりまとめただけですが、お手元の資料によって説明いたしますと、大戸川ダムは昭和43年に建設省が予備調査を開始して以来、地元が大きく変動をしたということです。この方は大鳥居から移転された方ですが、昭和52年に大鳥居町の大戸川ダム対策委員会が発足した。しかし、1つの集落の中でも非常に関係が悪くなって、一たん昭和56年にそれを解散した。また59年に再発足、それから昭和61年に、やむを得ないということで基本協定の調印をしたとのこと。平成6年には補償基準が妥結して、平成10年に集団移転した。また平成13年には、ダム湖畔の公園についての地元提案もしたということでもあります。

そういう中で、本当に苦渋の決断であった。現在もまだ生活安定対策は未整備だということです。さらに問題なのは、周辺の方が非常に冷ややかな目で見るとということです。これは表現は悪いかもわかりませんが、補償太りしたのではないかと、そういった目であります。そういう気の毒な目に遭ってきた立場からいいますと、ダム建設をぜひ促進してほしいということでもあります。

そういう状況の中で、河川管理者が当面実施せずという方針を出したことに對しては不信感を持つ。また、それに賛成した流域委員会にも撤回を希望するという非常に厳しい意見が寄せられました。

もう片一方のご意見は、ちょっと重複するところもあったんですが、大戸川ダムは昭和46年の淀川水系工事実施基本計画に位置づけられたものである。今回の国交省の方針は、地元の協力を裏切るもので、到底承服できるものではない。利水については、早くから減少傾向にあったはずだ。突然、利水がなくなったからということで見直ししたということをお口実にするには納得できない。また、河川というのは治水を最優先とすべきで、環境は二の次だと思う。異常渇水対策としても大戸川ダムは必要なんだというご意見です。大戸川ダムに絡んで、河川整備がなおざりにされている。もし今、水害が発生すれば、だれが責任を持つのかといったことを主張されました。

また、一般傍聴者として参加されていました、この方も移転された方ですが、最終提言には、地域住民に今後どうすべきかと、あるいは河川管理者がどうすべきかということですが、そういうこ

ともぜひ入れていただきたいという強い希望でした。

一方、大戸川ダムに反対、あるいは慎重な立場の方からの発言ですが、ダム建設は水質悪化、地球温暖化、財政赤字、操作ミスによる水害発生などの可能性があるので反対。河川敷は高水を通すためのもので、運動などのため、あるいはゴルフ場などのために高くすることには反対だと。緑のダムを推進すべきだといったことを主張されました。

もう片一方は、自分はどちら派でもない。慎重派なんだ。客観的に判断できるんだということでした。そういう立場から見ると、利水の撤退は社会情勢から当然であり、当面実施せずとしたことは勇気ある判断である。建設促進派には、条件闘争に転換すべきではないかと。国民の大多数はダムに無関心だ。大津放水路は過大投資じゃないか。この投資を大戸川の治水に投資すればよかったといった意見であります。

そのほか、一般傍聴者からは、大戸川ダムの流域では1割近い面積がゴルフ場で、これを治水に生かせないかといった意見がありました。

この意見交換会を聞いてまして、やはり委員一同が心を打たれたのは集団移転者のご発言であります。移転された方は、本当に苦渋の決断で、やっと移転したと思ったら、ダムは当面実施せずつなりました。非常に不満を持っておられますが、委員会はこれに対してどうこたえていくのか。例えば、大戸川ダムはもともと県管理であります。したがって、もしこれを当面実施せずつなるとなると、この流域委員会としては余り発言できないところはあると思いますが、しかし淀川水系流域委員会そのものが水系全体に対して発言していこうということでありましたので、個々の具体的なことはともかくとしてやはり責任を持ってこれを見守って、場合によっては発言していかなければならないのではないかと考えております。以上が大戸川ダムです。

続きまして、天ヶ瀬ダムの再開発について説明させていただきます。これは、同じところで引き続き行われましたので、一般傍聴者の方もほぼ同じであったのではないかと思います。天ヶ瀬ダム再開発について、これは一般発言の方が2名でした。実は、もっと多くの方に発言していただきたかったんですが、委員会側からこれまでの発言された方をいろいろと探してみましたが、なかなか発言者が少なく、一方に偏り過ぎることから、反対者が1名、賛成者が1名という形で2名の方を選びました。

しかし、いざ選んで話を聞いてみますと、必ずしも賛成というわけではありませんし、必ずしも反対というわけではなかったような気がします。

まず、再開発に琵琶湖住民の立場からの発言ということで、そのご意見を紹介します。自然豊かであった琵琶湖が琵琶湖総合開発により巨大なダム湖となった。丹生ダムや大戸川ダムは、利水や

治水ばかりでなく琵琶湖の自然環境保全のために必要としているが、自然環境破壊行為の上乗せであり容認できない。これは、反対意見のようでもあります。天ヶ瀬ダム再開発については、淀川、宇治川の洪水調節、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、あるいは新規利水が挙げられているが、下流洪水時の全閉ルールの早急な見直しを行わないことには納得できない。ちょっとこの関連は、私は理解できませんでした。固有種魚の産卵時の急激な水位低下により魚卵が干上がることを研究者は認識しているかという質問ですが、これはもう委員会でもさんざん議論してきたことでありますし、その専門家もおられますので、ここの部分は委員会の委員から反論したところでもあります。また、全閉ルールの見直しにより急激な水位変動を避けるべきだと。これも、全閉ルールの見直しと急激な水位変動との関連が私には理解できなくて、意味不明とさせていただきました。

一方、天ヶ瀬ダム再開発に批判的な立場からの発言ということで、河川管理者が住民の意見などを聞かずに再開発を実施するとしたことは遺憾である。環境への負の影響を避けるため、再開発以外の方法を考えてほしい。採用する場合は軽減策を考えるべきだ。宇治川塔の島地区の流下能力を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ に増大する場合は、歴史的景観の保全が必要だ。河床を掘削しない方法として、パイパストネルなどについての検討が必要ではないかと。歴史的景観を保全するために、住民も参加した宇治川委員会の設置が必要ではないか。こういった意見でした。

また一般傍聴者からは、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大法としてダムに新たな穴をあけるのは危険ではないか。また、琵琶湖の後期放流が数週間にわたって続くとうどうなるのか。これは、琵琶湖の後期放流は数週間というほど長くはないと思うんですが、そうなるとうどうなるかといった意見でした。

この中で特に印象的でしたのは、塔の島地区の問題を解決する上で、地元住民も入れた委員会をつくってほしい。できればそれを公募してほしい。また、この流域委員会のような開かれた形にしてほしいという意見が出されましたが、私はこういう問題を取り扱う上では、批判的な立場の人を入れないことにはなかなかうまくいかないと思います。できればそういう形で、今後、河川管理者の方が住民と連携しながらこの事業を進められることをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。この意見交換会、今各委員の方からご報告がありましたように、さまざまな視点からではありますけども、大変厳しいご意見が多かったですね。私も、だからそういうことをお聞きする中で、改めてこの流域委員会というものの役割というものを考えさせられた、そういう気がいたします。

この意見交換会、なぜこの今ごろやるのかとかいうふうなご意見ももちろん多かったわけであり
ますけども、これはこの委員会が発足して以来、この学識経験者の意見というものは、決してその
学問的、専門的な視点からだけの検討を行うというだけではなくて、もっとやっぱり、そのなるべ
く幅広い視点からさまざまな意見というものを吸収しながら検討していこうということであったと
思うんですね。だから、このいつも行う委員会も部会もすべて公開をして、そして時間はわずかで
すけども、傍聴いただく皆さんからもいろんなご意見をお聞きするというので、ずっとやってき
ているわけです。

特に今回のダム事業の問題というのは、地域にとっては非常に大きな社会問題でもあるわけです
ね。そういたしますと、関係地域住民の皆さんがどのような考え方を持っておられるか、どうい
うご意見を持っておられるかということ抜きには、この委員会の学識経験者としてのその検討もや
はりそれが必要ではないかということから今回行わせていただいたと。そういうところを、委員の
皆さんもそういう委員会の役割といいますか、そういうことも再認識しながら、今回の意見交換は
出席をしていただけたんじゃないかと思っておりますし、さまざま出た意見を、各委員がそれぞれ
にいろいろな受けとめ方をされたと思いますので、今後の検討の中でぜひとも生かしていった
いただきたいというふうに思います。

それでは、この報告事項のところはこれで終わらせていただいて。

○金盛委員

ちょっと待ってください。

○寺田委員長

はい。何かご発言ありますか。

○金盛委員

あります。

○寺田委員長

どうぞ、金盛委員。

○金盛委員

金盛でございます。先般の8月5日に、淀川水系5ダムについての方針に対する見解を採決され
る折に、私は少数意見があると申し上げまして、少数意見の扱いについて委員長にお願いしたはず
であります。

しかも、1週間ほどで出してくださいというふうなことがございました。その少数意見を出した

者として委員長にお尋ねしたいんでありますが、この少数意見の扱いはどんなふうになったんでしょうか。住民の皆さんとの意見交換会で、当然この見解と一緒に本当は出していただいて、この見解とちょっと違う意見を持っている委員がおるということを、やっぱり示していただきたかったと思うのであります。しかも、きょうもまだ出てないんですね。これは非常に残念であります。

今配布になりました、きょうの資料の報告資料1を先ほどから見ておりました。その5ページに運営委員会の結果報告がありますが、その決定事項の④ですが、第45回委員会の議事次第案についてというところで、報告事項としては3点報告するようなことが決定されております。1と3は、ただいま報告があったとおりであります。2に淀川水系5ダムについての方針に対する意見に対する少数意見ということも報告するような決定に見受けませんが、これとも整合してないというふうに思います。

きょうのことは結構でございますが、この少数意見に対してどのように今後取り扱っていかれるのか、出した者としてお答えをいただきたいと思っております。

○寺田委員長

金盛委員のご質問があったのでお答えするというのもちょっと申しわけないんですけども、その今の資料、言われました5ページの、今読まれたその次の⑤をごらんいただきたいと思っております。確かにこの前の8月5日のときには、1週間以内に、少数意見をお持ちの方はお出しをいただいて、そしてなるべく早くこの見解と一体化したものと正式の見解書とするということをおのときに決めておりますので、皆さんにご意見を、少数意見ある方はお出しいただくようにということをお願いをしたわけです。

実は、その作業が、一たんお出しいただいたその文章を、その後補充、修正をしたいというふうなことをお申し出になった方が、それがまだ出てこないとかいう事情も一部ありまして、そういうことも踏まえて、この8月12日のときの運営会議では、この24日、きょうの委員会にはちょっと間に合わない可能性があるからということで、9月24日に次の委員会を予定しておりますけれども、このときまでに一体化したものをきちっとつくって、そしてこの24日には配布資料として正式なものをお配りをするということにさせていただいたわけです。

だから、この次の委員会ときには皆さんに、もちろん傍聴者の皆さんにもお配りができることは間違いございませんので。少し時間が、確かにおくれて恐縮ではありますけれども、ご了解をいただきたいと思っております。

今、金盛委員がおっしゃったように、意見交換会の場では、こういう少数意見があるということは目に見えた形になっておりませんでしたから、委員会の中でもいろいろ議論があるんだと、この

さまざまな意見もあるということが住民の皆さんにはおわかりいただけるようになっていなかったことは、関係住民の皆さんには申しわけなかったと思いますし、もちろんそういう意見をお持ちの委員の皆さんにも申しわけなかったと思うんですけども、そういう状況、理由があったということもちょっとご理解いただきまして、次回の委員会には、これは間違いなくお配りをさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

はい、どうぞ。

○岡田委員

これをまとめるに当たって、運営委員会が大変ご努力されたということで、私はわずかな貢献しかできてない者として大変心苦しく思います。ただ今の金盛委員のご指摘いただいたことについて、必ずしも私は金盛委員と同じ見解を持つものではありませんが、私としては、むしろ少数意見というよりも補足意見ということで、もう本当にぎりぎりのところでそれなりに出させていただいて仕方がないというか、もうこのまま出させていただいていいというつもりで書いたものがありました。それが当然皆さんに諮られるものだとか、ご紹介いただけるものだとかいうふうに思ってたのですが、それがまだできていないということについては、私自身としては少し不満が残ります。

それから、大筋で了解ができて、少しディテールのところ、あるいは少しニュアンスとして補足したい意見がいろいろあるわけで、もちろんとりまとめていただくときに、そのことを全部ひっくるめることはできない。したがって、補足意見をどこかで参考としてつけていただくとか、それによってもう少し立体的に委員の意見が外に見えるのではないかとというふうに思いますので、ぜひ今後、もちろんそのような意見を出すということは、委員自身の文責とか責任においてですが、できるだけ早い機会にご披露いただきたいと思います。

以上です。

○寺田委員長

はい、どうぞ。

○川崎委員

金盛委員ご指摘の少数意見についてですが、今回住民意見交換会が開催されました後にその経験を踏まえて、意見が少し変わったり、つけ加わったりします。次回が9月24日なので、その間に新しい意見を、例えば8月の終わりまでとか提出することは可能でしょうか。事務的に可能であれば、出させていただきたいと思います。

○寺田委員長

内容によると思うんですけども、これはきょうのあとの議題にもありますように、河川管理者の

方がお示しになった方針とそれから調査検討結果というものがあるわけですが、この8月5日の委員会の見解というものは、その時点における端的な意見というものでとりまとめをしたわけですね。

むしろ、この詳しい調査検討結果に対する検討を行った上での意見というものは、これから検討、現在もう始めているわけですが、出そうということですから、そういう中で個々の、もちろん委員の皆さんの、今後意見内容に盛り込むべき内容とかいうものはやはり検討していくわけですから。どういう内容で今、川崎委員がおっしゃってるのかちょっとよくわかりませんが、それは、その委員会の今後出す予定の意見では例えば時期的には遅いとか、もしくは内容上この見解に対するものとして一体としてやはり意見をしておきたいんだと言われることであれば、それはお出しただいていいと思うんですけども、ただ8月5日以後に何かいろいろ聞いてまたわかったことをもとにしていろいろつけ足していくということになれば、8月5日の見解の意味がなくなってくると思います。だから、そこはちょっと十分にお考えいただきたいと思いますけどね。

○川崎委員

今回の委員会表明の内容案は、5ダムの建設の継続、中止に関して賛成、反対を明快に述べておられます。本来このような判断は、幅広い専門的な視野と、かつ総合的な評価に関する討議の積み重ねの結果としてなされる総合的評価、判断であると解釈しています。そこで、8月5日以降に行われました住民意見交換会の討議内容は、ダム建設の継続、中止に関わる総合判断に大きく影響する討議経験になると思われました。その意味で提出させて頂きたいとお願いしております。

○寺田委員長

別に、出してはいけないというようなことは何も申し上げる立場ではありませんから、お出しただく分には、お出しただければと思います。はい。

○今本副委員長

見解のとりまとめをいたしました今本です。見解のとりまとめに当たりましては、いろんな方から意見が寄せられました。それを見解の作業グループで読ませていただきまして、採用すべきかどうか、当然、同じことに対してもいろんな意見がありますから、すべてを採用というわけにはいきません。そういう意味で、もしも内容的に違うというような場合には当然、少数意見というのがいいのか補足意見というのがいいのかわかりませんが、それを出すのは当然出していただいて、早い機会に見解とともにまとめて出すべきだったと思います。

しかし、そのとき少数意見として出されました中には、こういうことを取り入れてほしいといったときに最終的に取り入れられた部分もあるわけです。そういう場合にその方がそれまでに出され

た意見をどうされるのか、やはり少数意見として出したいと言われるのかどうなのか、その確認に手間取っていたというのが実態だったと思います。

委員というのは「委員からの意見」ということを表明する欄がありますが、これまでに出示された見解に対する意見はそのときに一応、お約束ですから当然、見解とともにとじて出す。それ以外は、それよりおくれたり、これからまたいろいろ意見が変わってきたとかいったものは、それはこの委員会で表明するなり「委員からの意見」というところに載せていただくようにしたらいかがでしょうか。

○寺田委員長

まだありますか。

○田中委員

田中です。金盛委員がおっしゃったんですが、委員会を開催される時は、運営会議が委員会をスムーズに円滑に進めるためにいろいろしていただいているわけですから、冒頭に運営会議で決められたこととか議論されたことや結果報告を説明していただくことが基本で、それが整理されてからでないとなってしまうので、まず報告していただきたいということではないかと思っております。

○寺田委員長

この問題はとにかくそういうことで、少数意見もしくは補充意見ですか、そういうものとして一体として表明しておきたいということがありましたら、それは至急お出しください。まだ修正等があつてということでお出しただけの方は、とにかく数日のうちに出してください。そうでないと、また9月に間に合わないというような事態には絶対できませんので、その点だけはお願いいたします。

ということで、次に移らせていただきます。

[審議]

1) 5ダムの方針および調査検討内容に関する河川管理者との意見交換について

○寺田委員長

それでは、審議事項の方に入らせていただきます。きょうは主には、この審議事項の1)です。

河川管理者の方から7月1日にご発表の調査検討結果の中身に関しては、先週来4回4カ所にわたって行いました地域別部会でも、わずかな時間ではありましたが、重要なテーマをピックアップしてこの調査検討結果の中身についての補充説明を少しやっておきました。非常に限られた時間でありましたので、きょうは今から残った時間の大半を、予定は7時までということになっ

ておりますので2時間弱ということでありましてけれども、その時間を使っただきまして管理者の方からこの調査検討結果の中身に関して、なるべく重要なテーマというものを優先的に、補足的な説明とか、もしくは資料も大分新たに準備していただいておりますので、その資料等の説明も一緒にお願いしたいと思います。

それでは後の進行関係は、時間はもう管理者の方で、申しわけありませんけど15分前ぐらいまで使っただきまして、どういう区切りで委員の方から質疑とかいうことをお求めになるかというのはもうお任せいたしますので、どこかで区切っていただきながらやっていただいたら結構かと思っておりますので、よろしく。だから、恐縮ですけど、6時45分までということをお願いできますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。途中の休憩はどういたしましょうか。

○寺田委員長

そうですね。休憩はやっぱりとった方がいいですかね。そしたら、どこか区切りのいいところで10分ぐらい休憩をお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

はい、わかりました。

○寺田委員長

今ここで休憩を先にとったらどうかと今本副委員長がおっしゃってますので、また途中で切るよりも、ごく短い時間ということで、今5時5分ですので10分間だけ、それでは15分に再開ということで、その後よろしく願います。それでは、ちょっと休憩に。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、5時15分まで休憩ということをお願いいたします。

[午後 5時06分 休憩]

[午後 5時16分 再開]

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。それでは、河川管理者の方から説明をよろしく願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。それでは、河川管理者の方からご説明をさせていただきたいと思いますが、たくさんの資料がきょうの袋の中に入っておりますけれども、その中の初出の資料でご説明をさせていただ

きたいと思います。時間的に90分という限られた中でございますので、ポイントをかなり絞ったものにさせていただいております。

もちろん、それぞれ5ダムについては、さまざまな点でまだご説明が必要な点が多々ございますけれども、委員会の方でおまとめいただきました見解の中で、委員会として理解が不十分な点ということについては大きなポイントをおまとめいただいていると思っております。見解の中にありますそのポイントの中でも、さらに私どもから時間をかけてご説明した方がよいと思っているものを、きょうは取り出してご説明を加えさせていただきたいというふうに考えております。

項目としては、5ダムすべてではなくて川上ダムと丹生ダム、それから、これは時間の関係で次の部会あるいは委員会の場でという可能性もございますが、天ヶ瀬再開発、この3つについて追加的にご説明させていただきます。先般来、地域別部会の1時間の検討の中で既にご説明したのもございますが、あれは地域別部会ということで必ずしも全委員の方が出席されておるわけではございませんので、あえてきょうもう一度、重要な点だと考えておりますので、説明させていただくものもございます。

順番としては、資料番号では丹生、川上、天ヶ瀬再開発というような、若い方からそういう番号になってございますが、きょうは川上、丹生というふうな順番でさせていただきたいと思っております。全部で90分ございますが、時間的には大体、まず川上ダムを30分から40分、丹生ダムに関して30分から40分、天ヶ瀬再開発の関連で10分程度というようなことで考えてございます。それでは、まず川上ダムからです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

淀川水系総合調査事務所の久保田でございます。資料は審議資料1-7-7の「川上ダムの三重県利水について」ということで、川上ダムのうち利水部分についてのみ説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

流域委員会の見解では2点ほど、三重県の新規利水について指摘があったかと思えます。

1点目は、三重県の新規利水の必要性についてさらに調査検討する余地があるということでございます。三重県伊賀用水供給事業の水需要の精査確認ということで行ったわけでございますけれども、これは昨年12月5日に開かれました第10回ダムWGにおきまして「利水についての中間とりまとめ」ということで説明してございます。それから、流域委員会が新しいメンバーになりましてから勉強会ということがございましたけれども、その勉強会の中でも同じことを説明してございます。その概要は次のようなものでございます。

まず、三重県伊賀用水供給事業の見直しということでございますが、三重県は平成15年度に従来

の計画を減量する見直しを行ってございまして、日当たり最大給水量48,500m³を28,750m³に減量してございます。事業計画の変更に当たりましては三重県公共事業評価審査委員会、これは三重県の事業再評価の制度でございすけれども、こちらの審査を受けてございまして、事業の必要性が認められるということで「事業継続」ということにされているわけでございます。

これを精査確認するという事なんでございすけれども、適正な水需要を決定する権限は河川管理者にはございせんし、また水道事業をやっているわけでもございせんので、水需要を予測するという事についてのノウハウも十分でないというふうに思っております。しかしながら、水需要管理という提言が流域委員会から出されてございまして、いってみればそれは、利水者のこれまでの過大な水需要を河川管理者が無批判にそのまま受け入れてきた、それが問題ではなかったのかということが提言されているということもございまして、この三重県の水需要予測に対しまして、できるだけ少なく見積もればどのようになるかという視点で検討を行ったわけでございます。

河川管理者の試算でございすけれども、三重県及び、まだ伊賀市に合併する前でございすので当時6市町村の水道事業担当者からのヒアリングとか自己水源・新規工場予定地の現地調査などを行いまして確認を行い、少なく見積もればどれぐらいになるかということで試算を行ったわけでございます。三重県の水需要予測と少なく見積もればどうかという試算の相違点は次の4点でございす。詳しくはそのときの資料でまた確認していただければよろしいかと思ひますが、行政区域内人口、それから生活用一人一日使用水量、業務営業用水、負荷率ということに關しまして、三重県の水需要予測に対しまして少なく見積もればどうかということで試算を行ったわけでございす。その結果、三重県の需要予測値2万8千何がしかに対しまして、少なく見積もるということをやったわけでございすけれども、2万3千何がしかということでございまして、結論としてはやはり新たな水源が必要ということでございす。

なおこれは、先ほど申し上げましたように我々は権限もございせんしノウハウも十分ではございせんから、あくまで参考値ということでございまして、これが適正だと言っているものではございせん。あくまでも三重県の水需要は三重県が責任を持って決めるべきというふうに考えてございす。

次に2点目でございすが、代替案の可能性についてさらに調査検討する必要があるということございまして、これについては、これまで部分的に少し説明をしている部分もございす。代替案ということでございすので、地下水を使うとか、あるいはほかの水系から持ってくるかということも考えられますが、ここで言うてございすのは淀川水系内で考えられるものという意味でございす。

まず、自流取水の可能性でございますけれども、木津川の伊賀用水供給事業取水地点上流には利水のための貯留施設はございませんので自流を安定して取水できない、だからダムが計画されたということでございます。

それから、木津川にはないんですけれども、隣の名張川には4つのダムがございます。そのダムの水源が使えないかということでございますが、青蓮寺ダムの特定かんがいからという話がございました。ここに書いてございますように、青蓮寺ダムの名張地区の特定かんがい用水ということでございまして、下の方に表が載っております。名張川4ダムにつきまして利水者と取水地点を載せたものでございます。

そのうちの名張川特定かんがい用水でございますけれども、書いてございますように、これは当初許可は昭和50年だったんですが、営農実態の変化によりまして平成15年に期別の水量が変更されてございます。農業用水の場合は作付形態に応じまして、水がたくさん要るときもあれば、そうでないときもあるということで、期間別に最大取水量というものが設定されてございます。また、雨が降りますとその分は農地に水をやらなくてもいいということになりますから、こういった有効雨量も考慮の上で算定の上、取水可能かどうか判断されているということでございますので、水利権量としては期別の最大取水量で設定されておるわけですが、これを常時取るということではございません。

ですから、上水なんかと比べますと、水道でも夏場はたくさん要って冬場は少ないというようなことがございますけれども、かなり通年で安定して取るということになりますので、一般論としましては、農業用水から上水に転用することは単純にはできないということでございます。

それで、青蓮寺ダムの特定かんがいでございますけれども、水利権量は1.72から0.1と、かなり幅の広い範囲で期間別に異なる値が設定されております。それから、年間の総量も決められてございまして、年間930万 m^3 ということでございます。これに対しまして平成16年の取水実績でいきますと年間の総量として920万 m^3 でございますので、余裕はないというふうに考えております。

それから、ほかの水道用水等の利水者がいるわけでございますけれども、その水道用水から転用する可能性でございます。ここの下の表に示してございますように、名張川とか宇陀川とか木津川下流部、それから三川合流から下流の淀川下流部ということでいろんな水道事業者が参画しているということでございます。

これは河川整備計画基礎案にも書いたことでございますけれども、利水者から転用を行う場合は、近年は雨の少ない年も多くなっているということございまして、水利権量よりも実際の水源の供給能力は、近年の流況を見れば低下している。そういったことを踏まえて行う必要があるというこ

とでございまして、またこれは5ダムの調査検討のとりまとめの中にも書いてございますけれども、水源の供給能力の低下と、それから取水量も水利権量より実際にはかなり少なくなっておりますので、その両者を比較いたしますと近年10分の1規模の渇水に対しましては、基本的に水需要と水供給がバランスした状況になっていて、余裕はないということでございます。

名張川にはこのようなダムがございまして、名張川筋とか木津川下流部で取水している利水者につきましては、それほど規模の大きい利水者がいないということもあるんですが、こういった実力低下ということを考えますと、とても転用できる余裕はないということでございます。それから、淀川の三川合流部から下流ではかなり規模の大きな利水者もあるわけございまして、個別に見ますと供給能力の低下を考えても余裕のある利水者もあるわけなんですが、今後とも水源を保有する意向と聞いているところでございます。

なお、水需要管理に転換したんだからあっせん・調整を行うべきというような考えもあるかと思いますが、三川合流から下流で取水しておりますのは兵庫県、それから大阪府の工業用水と水道用水で、かなりたくさんの方の利水者が取水してございまして、ほぼ同地点から取水しているということで、一体として考えてもいいかと思うんですけれども、供給能力の低下を考えても余裕のある利水者もおりますが、水利権量と単純に比較すると余裕はあるんだけど、供給能力の低下を考えると逆に足らなくなってしまうという利水者もございまして、そういったものをトータルで考えますとほぼバランスしているということございまして、やはり余裕はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流河川事務所の谷崎と申します。続きまして、岩倉峡の疎通能力についてご説明したいと思います。資料につきましては先ほどの続き番号でありまして、本日の新しい資料でございますが、1-7-8ということで河川管理者提供資料と書いてございまして、タイトルは「川上ダムについて（補足説明）」というふうに書いてございます。これの1ページを見ていただきたいと思っております。

岩倉峡の疎通能力につきましては、岩倉地点、57.4kmになるんですが、水位と流量の関係を表現した水位流量曲線というもので表現してございます。これにつきましては、岩倉峡上流の治水対策の検討を行うに当たりまして、岩倉峡の疎通能力が何 m^3/s であるかということ、岩倉地点、先ほど申しました57.4km地点なんですが、実測の流量観測値と河道の特性をもとにいたしまして水位流量曲線を作成いたしております。これにつきましては前回も申し上げておりますが、第9回の

ダムWGにて説明させていただいたところですが、本日もう一度ご説明させていただくということになります。

実測流量の観測値がない範囲で流量の大きいところを推定する方法として、一般的に2つの方法があります。1つは観測値を用いまして外挿する方法と、もう1つは水理的に推定する方法というのがございますが、私どもは専門家の意見をお聞きしながら、観測値を用いて外挿する方法というのを採用いたしてございます。河道断面形状から河道特性を検討しまして上位7個の観測値による外挿を行ったということでございます。スライド、次お願いします。

右左ありますが、これは同じものでございます。2つの画面で示しておりますが、左下の方に細かく粒のように見えております青い点が実測の流量観測値で、ずっと高くまであればいいんですが、ちょっと見にくいんですが、最大でも $1,800\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいのところまでしかありません。この青い点が実際の流量観測値です。ずっとありまして、この辺が $1,800\text{m}^3/\text{s}$ なんですが、この辺までが流量観測値の存在するエリアでございます。私どもが今、疎通能力として推定したい部分は、ここに赤く線が書いてありますが、これが計画高水位、ハイウォーターレベルと呼んでいるところでございますが、この辺の流量がどれぐらいかというのを推定したいというところで、先ほど申し上げました2つの方法でもって推定する方法があると言ったところでございます。

私どものやりました上位7個は、高い方の水位の予測精度を上げたいということで、ここに書いてあります谷のような格好になったのが河道の断面の横断図なんですが、こういう断面の特性を考慮しまして、なるべく高い方の水位で精度を上げたいということで、ここの実測値の上位7個でもって外挿したこの赤い曲線が推定線でございます。この方法につきましては一般的に用いられてございますので、私どももこの赤い線が妥当なものと理解しております。これによりますと、ハイウォーターレベルで読み取りますとおおむね $2,700\text{m}^3/\text{s}$ 程度は流れるということになってございます。

なお、過去におきまして一般の方から資料を提出されておきまして、その中に私どものお出しした平成5年の不等流計算結果を用いてHQを用いたという推定線が提示されておりますが、これにつきましては、その方にはもう事情をご説明しているわけなんです、この計算結果は、不等流計算なんです、その計算条件が不明であるということで、現在私どもの治水計画にはそれを用いておりませんということでございます。そういうことで、この疎通能力はこういうふうにしてやっております。

続きまして、次の2ページを見ていただきたいと思います。ダムの効果が限定的ではないかということで、これを説明するため、これも今回が初めての資料ではありませんで2回ほど提示してい

る資料ですが、この表でダム調節効果をご説明させていただきます。

検討しております対象洪水は10洪水あるわけなんです、ここに縦に各年の10洪水を書いてございます。横の方に島ヶ原の最大流量、あるいは島ヶ原上流域の2日雨量、それから川上ダムの2日雨量というふうに3つ書いてございますが、昭和28年におきましては大きな洪水が2つございました。8月と9月でございますが、8月の豪雨につきましては川上ダムの上流にはほとんど雨が降らなかったということもございまして、残る9洪水、昭和28年9月の13号台風を含むこの下の9つでございますが、これらにつきましてはほぼ島ヶ原の流域と同等の雨、もしくはそれ以上のものが降っているということで、これらの洪水につきまして川上ダムにどのような洪水調節効果があるかということを見ております。次のスライドをお願いします。

これは浸水戸数というパラメーターで洪水調節効果を表現したものでございます。ちょっと図を説明いたしますと、左の方の縦軸には浸水戸数というものを書いてございます。それから、それぞれ1つの洪水が、例えば一番左でしたら昭和28年の8月洪水なんです、これらを対象検討洪水10洪水ということにしてございまして、それぞれ書いてございます。それぞれの中に2つの区切りがございまして、左の方に①、右の方に②と書いてございまして、これは検討条件の前提といたしまして遊水地の越流堤の高さなどの諸元を見直したり、それから河道掘削、上野遊水地の掘削、新設遊水地の掘削というもので、それをケース①としてございます。そういう有効な代替案を先にやって、その上に川上ダムをつくったらどうなるかというのが②の右側のグラフでございます。

それぞれ①と②にグラフを3本ずつ書いてございますが、左側の青い線は床下浸水の戸数を書いてございます。その次の赤い線が床上浸水の戸数で、さらにそれを合計いたしましたのが黄色の筋ということになっております。

例えば中央の方に37年14号台風というのがあるんですが、それを見ていただきますと青の床下浸水が94戸、それから床上浸水が743戸、合計しますと837戸という次第でございます。それがダムができますと、右隣になります626戸に浸水家屋が減るということでございます。これは青がちょっとふえてございまして、床下浸水がふえているような格好になります、その分、床上浸水が減って床下浸水がふえたような格好になっております。合計の浸水戸数では大きな効果があらわれているということでございます。また、グラフの中で空欄の部分がありますが、これは代替案を実施することによって浸水被害に対して対応できるためにグラフには浸水としてあらわれてこないという部分でございます。スライド、次をお願いします。

これをまとめまして対象10洪水において評価したのですが、昭和28年8月の洪水につきましてはダム上流で降雨が少なかったということから効果は見られなかったものの、他の洪水につきまし

ては浸水戸数を減少する効果があり、ダムの効果が限定的というふうには考えてございません。以上で説明を終わります。

次に4ページを見ていただきたいんですが、越流諸元の検討がございます。上野遊水地の越流諸元は高い方が効果が鮮明に効くというか、効率よく効くのではないかということから、越流高の高さ、あるいはその延長をそれぞれ4ケース、これが図が見にくくて申しわけないんですが、青いところが木津川の越流堤前の本川ということで、その堤防の一部を深く切り込んで、そこから水位が高くなると越流するというので越流堤の長さ、あるいは天端の高さ、ここが低くなると洪水の早いうちから越流を開始するというので、洪水によってどういうケースがいいかという意味で検討してございます。それにつきまして、越流長の変更をしたのが4ケース、それから越流面の高さを4ケース、それぞれ検討しております。

次のスライドをお願いします。これが検討ケースの全体ですが、現在の100mから最大1,000mまで4ケースを考えて、それに対して越流超の高さを4ケース、それに拡充工事ということで160ケースにつきまして現在検討しているところです。

次をお願いします。ちょっと数字が細かくて見にくいんですが、今までの計画といたしますのはこの青い線になっておりますが、さらに今回検討いたしまして、今回評価の対象として用いたのがこの赤い枠で囲ったものでございます。数字が小さくて申しわけないんですが、これにつきましてはこの中で一番洪水の効率がいいというものを採用して、仮に使わせてもらっています。

どういうものを使っていたかという、次のスライドをお願いします。書いてありますように越流長が1,600m、これは400mに対して4カ所ありますので、合わせて1,600mということでございます。

それから、越流高さにつきましては、136.6mということでC3-3のケースということをやっております。ここにつきましては、川上ダムの計画が確定した段階でさらに効率的なものを越流規模として決定していく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 恒吉）

川上ダムの恒吉でございます。環境について少し補足をさせていただきたいと思っております。

資料は、きょう改めての資料はございません。「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」が出されておりますし、そのほかに資料編、あるいはきょう委員の方に非公開資料というもので出しておるもの、そして昨年12月1日に環境の現状ということについての報告をさせていただきますが、膨大な資料の中で今言った資料は極めて重要なところだけをとりまとめた資料でございまして、

そういう意味では意を尽くしていないのかもしれませんが。きょうは、私たちのこのとりまとめに対して安易に断定をしているのではないか等の意見もございましたので、その一部について説明をしたいと思います。

第42回の流域委員会でお示しをしました川上ダム建設に伴う自然環境への影響というものは、川上ダムにおける環境に関する各種委員会の指導、助言の結果を踏まえてとりまとめたものであります。オオサンショウウオへの影響につきましては、川上ダムオオサンショウウオ調査・保全検討委員会での審議結果を踏まえたものであります。保全計画検討の考え方につきましては、保全目標として前深瀬川流域における個体群の繁殖活動の維持という設定をしました。

次に保全目標を達成するための取り組みとしては、過去平成8年から平成16年までの間、生息確認調査や成体の移転試験などの各種調査を実施する。また、事業による影響の予測をする。そして、保全計画の立案、このような手順で実施してきたところでございます。

オオサンショウウオの生態についてはいまだ不明な点があります。そこで、事業による影響の予測や保全計画の立案に必要と考えられる調査や試験につきましては、引き続き実施することにしておりますとともに適切な移転候補地の選定ですとか、あるいは移転先の河川環境の改善、あるいは繁殖活動維持のための人工巣穴の設置、そして保護池の活用などによりまして、より具体的な保全対策の実施に向けて試験的に対策を実施し、その効果を検証していくこととしております。

その一例としまして、湛水予定区域に生息する個体の保全対策としての移転試験について検討及び実施状況を説明いたします。これまでの生息分布調査によりまして、湛水予定区域内には100個体を確認しておるところでございます。これらの移転候補地の検討のために河川環境調査、また魚類及び底生生物を含めた棲息地の環境調査などを実施して適切な移転場所の選定を行っております。移転試験では、平成10年度から移転の基礎情報や、移転後の移動状況を把握するために、移転先の生息密度の異なる場所へ移転をさせるとか、あるいは発信機を用いたラジオテレメトリー調査による移動の把握というようなことを行っております。

移転調査結果については、第42回流域委員会資料で示しておるわけでございますが、移転後に再捕獲された個体の移動というのは自然分布状態の移動と大きく変わるものではありませんでした。約200mというふうに記述しております。また、個体の体重もおおむね増加をしております。移転先での定着については、移転50個体のうち18個体を再捕獲して、移転先での定着を確認しているところでございますが、この50分の18という再捕獲率は36%でございまして、自然分布個体の再捕獲率、332個体中71個体という21%に比べて高いものになっております。

平成15年度からは移転先での繁殖を目指して平成16年3月に川上ダム予定地の上流部に人工巣穴

の設置を含めた河川環境の改善を行って移転試験を行っております。移転後は週1回でモニタリングをやっているわけですが、5カ月間はこの人工巣穴を利用していたということも確認をしております。保護池の人工巣穴での繁殖は3年目の平成14年に初めて繁殖に成功をしたことを確認しましたが、その後、平成15年、16年と3年連続して繁殖を確認しておりますので、移転地での繁殖の確認ということにつきましても、引き続きモニタリングによる人工巣穴の効果を検証していきたいというふうに思っております。

それと、私どもはオオサンショウウオの保全につきましては地元住民の理解と協力が不可欠というふうに考えておきまして、移転先地を選定する場合を含めまして、地元への説明を行っております。地元の方から住民の方がオオサンショウウオの保全対策に参加できるような、手伝えることはないかというような意見も寄せられておきまして、私どもはオオサンショウウオの確認情報の提供ですとか、あるいは保全対策箇所の監視をしてもらう、移転の協働作業、あるいは勉強会の開催と、こういうもので住民と一緒に移転試験をやっているところでございます。

今後も引き続き専門家の指導、助言を得ながら調査試験を継続して効果の検証とともに、具体的により最適な保全対策について検討を行っていききたいと、このように考えております。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流の谷崎です。先ほど説明させていただいた中で、岩倉峡の疎通能力の曲線をお見せして説明させていただいたんですが、それにつきまして補足説明をさらにさせていただきたいと思っております。

先ほどお見せしたグラフの精度につきまして、私どもは外挿のやり方であったんですが、それはいいと思っているんですが、まだほかの方法でも確認したらどうかということで確認をさせていただきます。さらにその確認方法につきましても専門の方々の指導を得ながら現在確認を急いでいるところでございます。これはやり方はこれでいいと思っておりますが、ほかのやり方でも確認するという作業をやっているところでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

川上ダムの関連につきましては、きょうご説明の用意をしておりますのは以上でございます。きょうご説明していきなりご質問をと言っても、まずはもう一度よく見てからということになるかもしれませんが、この場でお気づきの点があればお願いいたします。

では、千代延さん。

○千代延委員

千代延です。川上ダムの水源について、代替案について今ご説明をいただきましたけれども、一

つは供給の能力、実力が落ちたということをずっとと言われておりまして、それもある年によっては事実そうだと思うんですけども、その異常なときを中心に物事を考えるということは一つ問題があると思いますが、それは一步譲るとしまして、例えば比奈知ダムに京都府が $0.6\text{m}^3/\text{s}$ の取水権を持っていると。その一部をお分けいただけないかと思うわけですけども、それでは京都府がお困りになると。

それで、ずっと下流に行くと、名前を出すのはどうかと思いましたがけれどもだれでもよく知っていることなので、大阪市さんが非常に潤沢な水利権をお持ちです。ですから、玉突きになりますけど京都府の $0.6\text{m}^3/\text{s}$ のうちから $0.3\text{m}^3/\text{s}$ を三重県に譲って、その譲った分を大阪市に出していただくと。非常に簡単なことを言うと思って笑われるかもしれませんが、やはり今から水資源管理ということから、河川管理者の方はそのような表現をとっておられませんけれども、やはり従来のやり方とは違うということなんですから、一步突っ込んでそういうやり方でもして既存のものをできるだけ活用というふうなお考えはないかどうか、これは河川管理者の方の考えをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、川上ダムの自然環境について今詳しく話があり、資料も大変詳しいものがありますが、これは調査結果であります。できましたら、3つの委員会がありますが、この3つの委員会が河川管理者からの問いに関して公式な文書か何かで、どういう影響があるかとか見解をお述べになったものがあると私は推測するのですが、そのものを一度見せていただきたいと思います。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

1点目のご質問でございますけれども、京都府と大阪市、言ってみれば玉突き転用ということなんです、形式的にはそういうことをせずとも大阪市は青蓮寺ダムに水利権を持ってございますので、そっちから直接持っていくというようなことも形式的には考えられるわけでございます。

先ほど説明いたしましたのは、今、水源として琵琶湖とかダムとかがあるわけでございますけれども、それが実際の供給能力と現実の取水能力がバランスしているということでもあります。

大阪市は下流の利水者ですから、下流の利水者が持っていった水源を新規に三重県の方に持っていくということになりますと下流が保有していた水源がその分少なくなってしまうということになりますので、これはバランスが崩れる方向に行くということでございます。

それからもう1点なんです、下流の水源はダムと琵琶湖があるわけなんですけども、ダムをほかに持っていくということをやりますと相対的に琵琶湖の負担が大きくなってしまいますね。私どもは水需要抑制ということで琵琶湖の水位低下を抑制し、淀川の河川に豊かな流量を回復する

ということをやっているわけでございまして、現実いろんな節水キャンペーンなんかもやっているわけでございます。それが、実際にどれぐらいの効果があるかわからない面もありますが、そういうことでやっておるわけでございますので、そういった面からも適当でないというふうに考えてございます。

○千代延委員

千代延です。もう1点、今のに関連しまして。確かに水利権を持っていてもと言いますが、1つだけお尋ねしますが、今、 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ から $0.4\text{m}^3/\text{s}$ のことをお話しておるんですが、大阪市の水利権というのは幾らあるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川水系総合調査事務所長 久保田）

正確ではありませんが、オーダーとしては大体 $30\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいかと思います。

○千代延委員

$30\text{m}^3/\text{s}$ ですね。今の説明で定性的なことはわかりますけれども、実際の数量がそれだけあるということをもう少しお考えいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

2点目の自然に関して委員会の件をおっしゃっていただきましたが、それにつきましてお答えいたしたいと思います。本日の第45回流域委員会の審議資料の1-7-2という、7月21日に配付した資料で、タイトルが「川上ダム建設に伴う自然環境への影響について」ということで、その最終ページに審議会が3つあるわけなんです。これにつきまして今ご質問だったと思うんですが、この公式な見解と言われたんですが、そこにつきまして私どもの委員会をやってございますので、この中身につきましてどういうところがわからないというか、どういうところをお聞きになりたいとかいうのを教えていただいたら私どもがまたお答えすると。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

それぞれの委員会の方で答申とかそういうものがあるのかというイメージでお尋ねですね。

○千代延委員

そうです。あるのではないかと私は勝手に推定しておるんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

それについては、委員会としてのまとまったレポートというものは我々の方に答申という形ではもらっていません。この内容は、先ほど言った資料についてそれぞれの、例えばオオサンショウウオならオオサンショウウオの部分について、この委員会の方に最終的にこういう資料で我々はお出

しするけども、特に学識者のコメントの部分ですが、こういったところについてどうだろうかという確認をとらせていただいたということです。

それぞれ非常に短いコメントでありますので、そのコメントの背景がどうであったかとか、そういうことをもう少し詳しくということであれば、それはこういうことだということを個別にまた説明させていただきたいと思いますが、これよりももっと分厚い答申があつてそれをはしょってこう書いたというものではないです。

○千代延委員

薄くてもいいんですけども、何かたくさんの、結果だけではなくてそれをまとめてどうだというものが当然あると思ったんですが、ないということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

この参考資料としてとりまとめたのが、あえて言うとそれに当たるものだという事です。

○千代延委員

済みません、しつこいようですが、とりまとめをおやりになったのは河川管理者の方でまとめられたということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

河川管理者としてとりまとめました。その際に、それぞれの専門の委員会の方に確認はとったということです。

○千代延委員

はい、わかりました。長いこと申しわけありませんでした。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

では、はい。

○村上興正委員

オオサンショウウオのことですが、前深瀬川流域に標識個体が353個体というのは、個体群として非常に大きな個体群で特筆すべき重要な個体群ではないかと思ひます。

ダムができる場合の目標として、繁殖活動が維持されるとあるのですがこれは間違いです。その個体群が絶滅しないで安定的に維持出来るという目標でなければ話になりません。353個体いてダムができなければ安定的に維持出来ると思ひます。ダムの対策として移動させればいいという話しですが、移動してもその場所で安定的に増殖出来なければ意味がありません。

ということはこれに関しての個体群パラメーターが要るのですが、そういう検討が一切ない。単

に人口巣穴を作った場所で繁殖しているかどうかと言う定性的な話になっていて、増殖率や死亡率など一切無く、個体群の動向に関するシミュレーションもやっていない。非常にレベルが低い対策で話にならないと思います。

だから、そういう意味ではちゃんとした安定的増殖を示すような証拠を示すべきである。先ほどの説明はまったく説明にならず、50個体放して18個体しか定着していなくて、しかもそれから定着個体の推定をせず、自然個体群の再捕率と比較していましたが、もう少しきっちりとした検討が必要だと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

今、お二方の手が挙がっておりますので、まず西野さんの方から。

○西野委員

西野です。今の件につきましては、専門家の方が検討しておられるわけですから、それなりの議論はあったはずなんです。恐らく議事録は残っていると思いますので、議事録をまとめたものでも結構ですので、またお見せいただけたらと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

えっと、はい。

○今本副委員長

資料1-7-8の2ページ。これは単純な質問です。上の方に雨量が書いていますね。島ヶ原の上流域の雨量の観測点の数と川上ダムの地点の観測点、何点でこれを求めているのか、それが1つ。

それからもう1つは、その下の方で、これは何度も聞いていることなんですけども、氾濫の条件はハイウォーターレベル、この委員会ではハイウォーターレベルとは言わないんですかね、天端高引く余裕高のところを氾濫ということなのかどうか。

最後に、内水に対する浸水をどうお考えなのか。お答えは簡単で結構です。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

今本委員から3つの質問がありましたが、雨の観測所の数につきましては今資料を持ち合わせていないので即答はできかねます。

それから2番目に、氾濫の条件ですが、堤防天端から余裕高を引いたところで氾濫をさせるという条件は従来から説明申し上げているとおり変わっておりません。

内水につきましては別途内水の検討をやってございまして、それぞれ必要な箇所については内水排除対策をやるというふうに考えてございます。それはそれぞれの解析をやって検討しているところ

ろでございます。

このグラフの中の浸水戸数には内水の氾濫の部分はカウントされてございません。別のことでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

それでは、高田委員の方から。これで、先ほどお手が挙がっていたのは、田中さんまでにしましょうか。

○高田委員

サンショウウオの話の続きですが、こういう形でダムができて、個体を移転させる。これは自然保護の考え方と動物愛護の考え方とがごっちゃになっていると思うんです。移転させるというのは動物愛護の考え方で、その後はそれらの個体は細々でも生きるかもかれないけれど、全体として劣化するの当然です。ですから、ダムをつくる限りこのサンショウウオの大半にはごめんねと申すしかないんです。それにもかかわらず幾つかの個体は細々と生き続けるかもしれません。

しかし、現在のこの密度、非常に日本で特徴的なこれぐらいの密度のサンショウウオの棲息地というのはまず完全に失われると見るべきです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

田中さん、どうぞ。

○田中委員

人工巣穴をつくるとか、移転させるとかいう方法だけで議論されていますが、普通の自然洪水流量の中では生きた化石といわれる彼らはDNAで培われてきたものでどこかでへばりつくとか、それなりの知恵を絞るわけですが、ダム建設後の上流からの洪水濁流である深いダムに落とされたらどうなるか、又、ダムサイトから落下する可能性もあります。その事はやはりきちっと検討しないとだめだと思います。

調査保全検討委員会では「大きな問題は生じない」と記述していますが、分からない事は分からないとすべきで安易といわれても仕方ないでしょう。

これは、去年の円山川の例もありますように小さな砂防ダムでさえもはい上がってこれないということになれば、大きなダム建設による河川分断はオオサンショウウオに対して致命的な仕打ちになると思われます。

それからもう1つ、先ほど西野委員がおっしゃったんですが、この委員会の議事録はあるとおっしゃいましたか。各委員会の議事録はあるんでしょうか。その2点です。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 恒吉）

川上ダムの恒吉です。委員会のことについて質問が出ておりますのでお答えします。

委員会につきましては、保護の観点からマスコミ公開のみで行っております。つまり、一般の傍聴の方はお入りになっておられないということでございます。マスコミに公開をして、マスコミは一から十まで入っておられますけれども、全時間入っているということでございます。

そして、その結果につきましては、現在私どものホームページで公開をしているところであるということでもあります。もちろん委員会ですので、私どもが資料をつくって、私どもの責任において資料をつくってそれをお諮りするわけですけれども、その議事録は当然私どもとして持っておりますが、それについてお出しをすとかそういうことにつきましては委員会ともご相談をしなければならない事項と考えております。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

川上ダムについて大分時間をかけさせていただきましたが、丹生の方に移らせていただきたいと思えます。ちょっと時間が厳しくなっておりますので、天ヶ瀬再開発について、ちょっと時間の関係できょうはできないかもしれません。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。私の方から丹生ダムについて補足をさせていただきます。本日の審議資料、1の4の5と1の4の6を使いましてご説明いたします。ポイントは、丹生ダムに姉川、高時川の洪水調節水量とは別に、琵琶湖周辺の洪水防御、下流淀川の洪水調節、このために別途容量を確保するという点についての補足説明でございます。

2点ございますが、1点目は資料1の4の5のタイトルでございますように、1月22日に意見書の間とりまとめをいただきましたが、これに関係してのことでございます。つまり、渇水対策容量を琵琶湖で確保することに対しまして、丹生ダムに容量を持つ必要性として琵琶湖における制限水位の観点、それから湖岸浸水対応に対する検討という点でご説明をいたします。2つ目ですが、これは先日の琵琶湖部会でも補足説明させていただいた点でございます。この2つの、別途持つ容量についてのダムの運用は通常と異なる点がございまして、これに関してそのイメージとして、前回も申しましたがうまくご説明できませんでしたので、改めてご説明させていただきたいということでございます。

まず1点目の方の件ですが、審議資料1の4の5でございます。これはお手元の資料をごらんいただきながらご説明させていただきたいと思えます。まず、1点目の琵琶湖における制限水位でございます。2枚開いていただきまして、シートの3からでございます。

これはこれまでもご説明してきた中身の繰り返しになりますが、河川管理者として琵琶湖の浸水にどのように対応してきたかということ、簡単ではございますがまとめさせていただいたものです。過去から大出水のたびに琵琶湖の湖岸が浸水してきたことに対しまして、上流では琵琶湖の水位の低下によって沿岸の浸水被害を小さくして欲しいという要望に対して、下流はそれを極力抑制することで洪水防御をしてほしいというこの対立、考え方の違いが歴史的にあったと。

一方でそれを解決する1つの方策として、平成4年に洗堰の操作規則が制定されました。それとあわせて琵琶湖の計画高水位を定め、操作規則の中で制限水位というものが設定されてきた、これについて上流、下流の一定の条件もとの合意で洗堰の操作規則が制定されたということですが、ただ、この合意もとの条件としての瀬田川から宇治川の流下能力の増大についてはいまだ実施できずということで、ある意味その今想定している目標に対する過渡期にあると、琵琶湖の沿岸の治水のためのまだ過渡期にあるという状況でございます。

そういう状況の中で7ページ、8ページに依然として現時点では琵琶湖の水位が上昇しますと床下、床上浸水というものが発生いたしますし、農地についての被害もあるということで、仮に今整備を目標とします下流への1,500m³/sが実現したとしてもなおその浸水被害については全く解消するというところまでには至らないという、こういう現状でございますし、9ページにありますように、その操作規則制定以後、滋賀県知事の意見としては、できるだけ琵琶湖湖岸の浸水被害を軽減するために全力を尽くしてほしいという趣旨の意見が毎年出されているところでございます。

こういった背景の中で、シートの10にまとめてございますが、現在、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減のための対策を推進している途中でございます。この水位の上昇を、一方で水位の上昇を抑制する対策なしに制限水位を上げるということになりますと、今の段階でもさらに被害が増大する方向になるという状況でございます。したがって、この琵琶湖の水位上昇を抑制するための対策を行わずに制限水位を変更するということは、滋賀県知事の意向も含めて極めて困難であるというような状況に置かれているというのが我々の立場でございます。

その考えのもとに、意見の中でご提案のあった湖岸浸水対策についての検討をシートの11からご説明したいと思います。その中には「補償について」ということでございます。今回ちょっとお断りさせていただきますのは、今回の検討は制度面から一般論として検討を行っているということで、実際行うに当たりましては当然自治体、住民等との協議調整等が必要となりますが、今回はそれは抜きに、制度面という観点から検討を加えたものでございます。1月22日の中間とりまとめの抜粋でございますが、第3章に「水位操作規則を変更する政策提案とその社会的合意について」という中の文章から抜粋してございますが、「もし水位変更の操作を伴う場合に、補償が必要とされるな

ら、このリスク増大分に対する補償を想定することが必要である」ということでございます。まずはそのリスクを増大させることについて、補償で対応ができないかというご意見でございました。

補償についてシート13でございます、国等が行う補償について大きく2つあると考えております。1つは国家賠償です。もう1つは事業損失補償という考えです。国家賠償とはということで書いてございますが、「道路・河川、その他の公の営造物の設置または管理の瑕疵に起因する損害について、国等が国家賠償法の規定に基づいて行う賠償」でございます。2点目の事業損失補償といいますが、これは「公共事業の施行に起因して、不可避的に生ずる損害等で、当該損害等が、社会通念上受忍の限度を超えると認められるものに対する補償」でございます。ですから、今回ご指摘いただきました制限水位を上げるリスク増大分に対する補償というのは、ここには管理上の瑕疵というものは規定し得ないものと判断しておりますので、後半の事業損失補償、これが適用可能かどうかを検討いたしました。

そのシート14の「事業損失補償について」ですが、これにつきましては先ほど前半で述べました我々の立場、それからこれは全国的な治水の考え方からしても、現在ある治水に対して、それをリスクを増大させる、それに増大させることを金銭で補償する手法、こういったことはこれまで河川事業としてなじまないのではないかというふうにまず考えてございます。とはいえ補償の方法として可能かどうか、仮にという形で検討させていただきましたが、その補償を事前に行うということに対しましても、今回のケースであれば対象区域だとか対象者、それから被害の程度、こういったことの把握と、それから事前に行う場合その確実な予見というものが必要になりますが、この算定が技術的に非常に困難であるというふうに考えております。またできたとしてもそれが公平で公正な補償額というところまで認定ができるかということも、これは極めて困難が予想されます。さらに対象者、非常に多くの方々に上りますが、価値観が多様化している、そういった中で何万人もの対象者に同意を得るということは、これはもう極めて非現実的ではないかというふうに考えられるところでございます。ということで、補償についてはなかなか困難な状況にあるのではないかと考えてございます。

続きまして15ページでございます。遊水地ということについてのご意見がございました。それはシートの16でございますが、同じ章の中で「琵琶湖湖岸を「遊水帯（域）」として、農地や宅地に地上権を設定して、湖岸の洪水被害の想定を行い、遊水帯（域）補償を行うという手法も政策的選択肢と考えられる」ということでございます。これにつきまして遊水帯補償ということですが、ちょっと遊水帯補償という言葉の定義をしなければいけないと思いますが、まずは浸水させるということに対して補償をするということであれば、この2の1で述べた補償ということに該当すると思

ます。

ここでは遊水帯という言葉ではございますが、河川事業の手法としては遊水地という事業がございますので、遊水地という手法が適用できるかどうか検討いたしました。それが17ページでございますが、まず河川事業として行う遊水地はどういうことかといいますと、これは土木用語辞典というものから引用させていただきましたが、「洪水時に湛水して洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量を低減させ洪水調節を行うために利用される地域の総称」という定義がございます。「一般に、遊水地を設置することで、下流河川等において浸水被害を軽減することができる」と、そういう意味で河川事業で実施しているということでございます。その遊水地、一般的には「周囲堤などの施設を設置して区域を明確にして、遊水地の容量を減らさないため、その区域管理を行う」ということで、一定の私権の制限ということが必要になってくるということでございます。

そこでシートの18でございますが、「遊水地整備と地役権設定」についてですが、「琵琶湖の湖岸に遊水地を設ける」ということでございます。この目的として下流河川等の治水効果が発現されるかということについてですが、これは湖岸に遊水地を河川事業として設置しても下流に対する効果はございませんので、そういう意味で河川事業としての遊水地の整備というのは適當ではないと考えます。ただ、遊水地のように地役権だけ設定してはどうかということについてでございますが、これも地役権として私権の一部の制限をかける、これは下流のためにどうかお願いしますと、あなた方の土地の私権を一部買い取らせてくださいというようなことになりますので、下流に寄与しない遊水地の整備ということができない以上、その制限を、私権の一部を制限するという根拠が明確にならないということで、地役権というものもちょっと考えにくい。結局まとめると、補償ということのみあるんですが、補償については非現実的なことになるのではということでございます。

19ページ以降、その他のことでございますが、同じく1月22日の意見書の5の（3）、これはまとめの中で出てきたことでございますが、「湖岸の水害被害を緩和するための補償制度、保険制度、情報伝達、避難体制、速やかな復旧対策など政策可能性と社会的合意について検討すること」ということのご指摘をいただいたことです。補償についてはこれまで述べたとおりでございますが、ここでは保険制度ということでございます。保険制度は21ページにありますように、また22ページにも記載させていただきましたが、既に水害による損害を補償するタイプの火災保険等が民間企業の取り組みとして既に商品化されているということで、これはそういうことで活用いただけるものと考えております。また情報伝達、避難体制につきましては、ソフト対策として琵琶湖では「湖南流域に水害に強い地域づくり協議会」、これを設置して現在検討しているというところでございます。まず1点目の琵琶湖の浸水対応に対する検討については以上でございます。

2点目の丹生ダムの運用イメージについて資料1の6と、それからパワーポイント、正面のもので、今回アニメーションをつけてわかりやすく説明できるようにさせていただきましたので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず1点目として、丹生ダムが空の状態例えば台風がやってきた場合、これを想定した運用でございます。左側が全体の配分、右側にダムのイメージを書いたもので、右側、前回も申しましたが、ダムの形をして下にAという放流口、Bという放流口を設置しておりますが、かならずしもこういう構造であるということを説明するものではなくて、運用としての構造としてお考えいただきたいと思います。

平常時、この左側の画面の1番のところでございます。平常時、琵琶湖水位が十分下がっている段階でダムが空のときは上流から入ってきた水量はそのまま下流に流れます。そこで雨が降ってきた場合には、まず琵琶湖の水位を上昇させないための容量のイ、琵琶湖の洪水防御のため、あとは別途確保する洪水調節容量、こちらにため始めることとなりますが2の段階です。この貯留の方法は通常のダムとは異なりまして、最初から琵琶湖の水位を上げないようにするためですので、全量をカットする形になります。

仮にカットした容量としてイが満杯になった場合にはどうなるかといいますと、次の3の表現に移りますが、さらに雨が降ってきた場合はアの方にためることとなりますが、この段階ではBから自然調節して貯留する形になりますので、このように一部は下流へ放流する、一部を貯留すると、このような運用になろうかと思えます。

雨が降った後はこのアの容量でたまったものについて放流をする、この4の状況になります。その際、イの容量まできた段階では琵琶湖の水位がまだ高い状態、この5の状態ですが、琵琶湖の水位が高い状態のままではこの琵琶湖の水位を上げないように、確保した容量はまだ放流することはできません。したがって、上流から来たものはそのまま下流に放流をするというような状況になります。それで琵琶湖の水位が下った段階で初めてイの容量を放流するということが可能になるといふ、このような運用になろうかと考えております。

これが一つの、空の状態です。やってきた場合でございますが、続きまして、その途中段階で琵琶湖の水位が戻る前に次の台風がきた場合のことでございます。同じように1つ目の、最初の空になった状態、これは先ほど説明しました、同じ繰り返しになりますが、まず降ってきたときはイの容量に蓄えて、さらに降ってきたときはアの容量も使って自然調節をしながら放流するこの3の段階です。雨がやんだ際にはアからまず放流をして、琵琶湖の水位が高い状態では入ってきた容量をそのまま出すというところでございますが、この段階で、つまりイの容量がまだ蓄えられた段階で次の

洪水が発生した場合です。

この段階では、ここにまた3の段階に戻りますが、このアの容量の使い方としては全量をカットするのではなく、一部を下流に放流しながらピークをカットする自然調節方法になりますが、ここでは自然調節法で考えておりますが、そのような運用をするということでございます。それで雨がやんだ後にアの容量を放流していくと。ただ、この段階ではまだ琵琶湖の水位が高い状態ですので、上流から入ってきたものはそのまま下流に放流をするという形になります。そして、琵琶湖の水位が下がった段階でイの容量も下流へ放流するというところでございます。結局姉川、高時川の洪水調節としてはここが、琵琶湖の水位が高い状態でも確保、その能力を十分発揮しなければならないということで別途確保する必要があるということでございます。

雑駁な解説でしたが、以上で私の方からの説明を終わります。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

それではこの場で、もしいただける質問があれば。西野委員どうぞ。

○西野委員

まず最初の水位の話なんですけども、1つ確認をしておきたいのは、水位の操作規則を変えるときには水位上昇を抑制する対策がなしには変えられないということだったんですが、具体的な対策としては洗堰の流下能力を上げる以外に何かあるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

それにつきまして、今回丹生ダムの機能として、琵琶湖に入ってくる量を少なくするために、丹生ダムに琵琶湖の水位を上げないための容量を確保する。それと瀬田川の流下能力を、平常時、プラスマイナスゼロの段階でも高めるといったようなことを考えております。

○西野委員

その2点ということですね。次に今回の方針における丹生ダムの運用イメージというのをご説明いただいたんですけども、治水については一応説明をされたんですけど、この場合、渇水対策容量というのはいつためることになるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

渇水対策容量は、丹生ダムに確保するのではなくて琵琶湖に確保するというところを以て考えておりますので、丹生ダムには渇水対策容量は確保されておられません。

○西野委員

そうすると常時水を流すことで琵琶湖に確保するということになるわけですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖にあらかじめ水位を高め運用する、7 cm分ですね、運用を高め設定するというので、その分を洪水対策容量とするということでございます。

○西野委員

次に、異常洪水対策でプラス7 cmという話があるんですが、これは丹生ダムをつくるということが前提になっているわけですが、つくらない場合はどうなるのかというのがちょっと気になったんですけども。プラス2 cmが丹生ダム部分で、プラス5 cmの部分は丹生ダムの有無にかかわらず上げる、仮に瀬田川の洗堰の能力をやれば上げられるわけですけども、聞いててよくわからなかったのはセットになっているということなのかどうかということをお聞きしたいんです。丹生ダムの建設とセットになっているかということです。つまり、5 cm分は洗堰の能力が上がれば今でも上げられるわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。洪水対策容量としての確保したい容量、あるいは琵琶湖の通常時の水位の運用を改善したいということについては、我々ももっとたくさんやりたいというふうに思っています。これは異常洪水対策についてはちょっと資料も開けてご説明いたしません、これは異常洪水ということで、極めて大きな洪水のときに淀川でどのようなことが起こるのかというのを資料の中にお示ししてありますが、そのことを考えると7 cm分と言わずもっと確保したいということ、それからもう一方でこの琵琶湖の通常時水位を改善したいと、なるべく高めに運用したいということは、これは7 cmとかではなくてもっと改善したいということでもあります。これは委員会も、できるならプラス・マイナス・ゼロぐらいにしてはどうかというふうにおっしゃっておられますので、方向としては全く同じ方向だと思っております。

ただ、先ほどの西野委員からのお尋ねにもありましたように、それを単純にやってしまうわけにはいかないと、それだけをやってしまうわけにはいかないとということで、我々方法として流入する、琵琶湖に入ってくる量を減らすことと瀬田川から出ていく量をふやすという、その2つを可能な限り対策を施して、どこまでできるのかというのを検討した結果が7 cm分ということでもあります。ですから、もっと少なくてもいいんじゃないかということに対しては、いやいやそうじゃなくてできればもっとなるべく多くとりたいたいと、その中で流入する量を減らすことと出すことの方法でどこまで可能かというのを検討した結果が7 cmであるということです。

○千代延委員

千代延です。それでは多い方がいいというお考えなら、洪水対策として琵琶湖にためるためにこ

ここで治水対策をやるということ、丹生ダムで治水対策をやるということですけど、2,000万 m^3 にされたのはどういう根拠からなんですか。例えば多かったら3,000万 m^3 とかいうことでも可能かと思うんですが、それは集水域とか何かの関係で2,000万 m^3 ぐらいにおさめられたということでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

お手元の資料の丹生ダムのところにも記載させていただきましたけれども、想定されるというか代表的な洪水でもって、どこまで確保すればどれだけ上げられるかの検討をした結果、2,000万 m^3 という容量で2cm分ですね。2,000万 m^3 とさらに瀬田川の流下能力をふやすということで、2,000万 m^3 あれば最低2cmは上げられるという検討結果をして、そのあたりは総合的に判断させていきました。

○千代延委員

すみません、ちょっとくだらん質問かもしれませんが、琵琶湖にためるのはやっぱり7cmじゃなくて8cmでも10cmでも本当はしたいと、それなら3,000万 m^3 とか4,000万 m^3 になさらないんですか。それは何か集水域の関係とか何かお考えのために2,000万 m^3 におさえられているのですかという質問なんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

仮に3,000万 m^3 、4,000万 m^3 を確保しても、2,000万 m^3 分ためるということでの、2cm上げるということでは2,000万 m^3 分がある意味限界ということなので、それ以上確保しても2cm以上確保することはできないということになってございます。ちょっとわかりづらい説明で恐縮です。

○千代延委員

要するに雨がそこまで降らないから、3,000万 m^3 、4,000万 m^3 にしても宝の持ちぐされになるということではないのでしょうか。可能性がある、役に立ちそうなら、そんなのやるという提案をされたらどうなんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。理解としてはまさしくそのとおりです。できるだけ多くとりたいということは先ほど申し上げたとおりなんですけど、仮に3,000万 m^3 、4,000万 m^3 というような大きな量をとったとしても、もちろん雨の降り方によってはそのようにたくさんの容量をとったことによって効果があるものもあります。が、しかし今回考えられる琵琶湖の雨に対して、どの雨でも最低は確保しないといけないという考え方ですので、その検討からいくと2,000万 m^3 というものを確保すればよいだ

ろうということです。

○千代延委員

わかりました。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

はい、どうぞ。

○綾委員

シートの、OHPの18ページかな、16ページ以降ですね、遊水効果とか遊水帯とか遊水地という言葉を使っているんですけども、ちょっと私よく理解できなかつたのは、実態として琵琶湖というのは、貯留することによって下流への出水が抑えられているということがあるわけですよね。それをここでは遊水地として扱うという、扱うのは考え方がなじまないということなんですか。

例えば18ページに「遊水地を設けることは、下流河川等の治水効果発現にはほとんど寄与しない」という形になっているのは、ちょっと何か実態として、言葉がいいかどうかわからないですけど、遊水効果というか貯留効果というのが現実にはあるんだけど、それを遊水地、その面積の部分を遊水地として扱うのは考え方が違うということなんでしょうか。ちょっとその辺、教えてほしいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

河村です。琵琶湖自体には、下流の洪水防御のための機能というものがございまして。これは琵琶湖自体が持っているものでございまして。今遊水地とって設定しようとしているのは、現在、例えば湖岸堤で守られている陸域側ですね、こちらについて遊水地として補償、遊水帯として補償すればいかがかと。そうすれば、要は制限水位を上げることで浸水がふえる場所がございまして、その場所について遊水帯にするなり補償するなりしてはいかがかというご意見でございましたので、その補償ということに対しては相当広範囲なエリアに及ぶということで、補償技術的にも困難であろうということで。遊水地という河川手法をとるとすれば、そこを遊水地としたことによってどこか別の場所が下流域、例えば琵琶湖の別のエリアが守られたり、あるいは下流が守られたりすることがあるのかという点で、その効果が発現できるのかどうかですね。その効果があるからこそ遊水地として整備できるということになるわけですが、その効果が想定し得ないということです。

○江頭委員

そのところがよくわからなかつたんです。私は、この案にはもともと賛成ではないんですが、遊水帯の考え方というのは、ここでは賛成ではないということを前もって申し上げておきます。

いずれにしても、全閉しますよね。全閉すると、下流に対しては物すごく治水効果というのは出るのではないんですか。そういう意味で考えると、ここに書いてあることは少しわかりにくいなという話を隣でしていたんですけど。我々が間違っていますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

河村です。現在、全閉したとしても守られるべきエリアは守られているわけです。浸水が発生してしまうところは浸水が発生するわけです。今回ご指摘されているのは、あらかじめ制限水位を上げることによって浸水被害がさらに拡大する問題です。さらに拡大したエリアに対して、補償なり、遊水地として設定してはいかがかと。

現在、浸水してしまうエリアに対しては、何ら補償だとか地役権の設定はしてございません。今回、この制限水位をあえて上げることにに対して、追加的に浸水するエリアに補償したり、その部分だけ例えばドーナツ型で遊水地を設定するということが可能かどうか検討したわけでございますが、そこに遊水地あるいは地役権として設定しても、制限水位を上げること自体で下流に対して何か治水効果が上がるのならばいいんですけれども、今回はそれがちょっと違うのではないかなという事で、この手法としては採用しづらいのではないかなということでした。

○江頭委員

何かまだはっきりわかりませんが。論理はわかるんですけど。長いこと全閉できるということは、下流に対して洪水危険度をかなり軽減できるというふうにも見えるんですけども。もちろん、先ほど所長がおっしゃった地役権の問題とかなんとかいうのは、もっと大きな問題だと思うんですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

済みません、では、最後の人。お二人。ちょっと45分過ぎてしまいますが、ではお二方にさせていただきます。

○西野委員

済みません。先ほどの私の質問がわかりにくかったと思うので、もう一度質問をし直します。

プラス7cm琵琶湖の水位を上げるということですけども、そのうちの5cmについては洗堰の疎通能力を高めることで対応するわけです。そうしますと、プラス5cmについては丹生ダム建設の有無にかかわらず実行されるということなのかどうか、それともプラス7cmで丹生ダムの建設とセットにしないとやらないということなのかをお聞きしたい。仮にセットであるとするならば、そのプラス7cmにする時期はダム完成後ということになるのかどうかお聞きしたいのですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。手法として流入する量を減らすのと流出する量をふやす、この方法はそれぞれ別々に対策というのは実施することは可能ですというのがお答えです。

ただ、私たちは、可能な限り先ほど申し上げました琵琶湖の水位の改善、あるいは渇水対策容量の確保というのを、無限にやりたいというわけではありませんけれども、今7cmで十分だとは思っていないので、これはあわせてやる必要があるというふうに考えております。

○西野委員

つまり、セットでないと実施しないというふうに理解していいわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

そういうふうには申し上げているつもりはないです。セットというのはどういう意味か。手法としてそれぞれ独立した手法です。

○西野委員

ということは、丹生ダムをつくらなくても、琵琶湖の水位を5cm上げることは瀬田川の疎通能力を上げればやれるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

机上の検討では、まさにそのとおりです。ただ、今回私たちは、異常渇水対策あるいは琵琶湖の環境改善のためには可能な限り対策を施したいと。ただ、その対策が、先ほどのご質問にありましたように何千万 m^3 も確保すればいいというものでもなくて、そこはおのずと限界があるので、その範囲内でやっていきたいということです。

済みません、最後のお一方、本多さん。

○本多委員

本多です。全体を通してなんですけども、ダムの方針が出まして、流域委員会としては今後意見を出すということで、住民意見を聞く会をずっとこの間やってきました。その中で住民の皆さんからは、本来なら河川管理者に聞きたい、本来なら河川管理者に言いたいということをたくさんお持ちの中で、きょうはあくまでも流域委員会に対する意見を言う場だと理解してやっていただいた経過が随分あったと思います。そんな中でこのような重要な方針が発表されて、河川管理者として直接住民の皆さんに質問に答えたり、または要望を聞いたり意見を聞いたりというような説明をされる場がこの間はなかったように思うんです。

今までも、河川づくりは関係者と一緒にこれからやっていくんだということを整備計画基礎案の

中には書かれて、流域委員会とも丁寧なキャッチボールをしながら、また住民の皆さんとも丁寧なキャッチボールをしながらずっとやってきたにもかかわらず、今回住民の皆さんと直接お話をしたりする場を河川管理者の方が持たれなかったというのは、非常に残念なことだと思います。また、私も、住民の皆さんから直接河川管理者にしてほしかったこともあるというふうな意見もあったと思いますので、ぜひ河川管理者として直接そういう取り組みをこれからもしていただきたいと思いますし、きょうは塔の島の話は出ませんでしたけれども、ここもかなり住民の問題がありますので、ぜひ公募委員とか、傍聴であるとか、傍聴者発言であるとか、そういう開かれたやり方をしながら、今後も住民とともに川づくりをしていくという方向をとっていただきたいというふうに思います。

以上です

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

時間がちょうど45分を若干回ってしまいました。資料だけ、こういうのがあるということだけ申し上げますが、1-6-2、「塔の島地区の河道整備について」というものが出されてございますので、きょうはこれを時間があればご説明をしたかったところですが、これは割愛をさせていただきました。

○寺田委員長

河川管理者の方、ありがとうございました。きょうは本当は正味で2時間ぐらい時間を使ってというふうに思っておったのですが、短くなった関係で予定をされていた部分の説明を伺えなかった分は、また次の機会にお願いをしたいと思います。

この後の今後のスケジュールの中で申し上げますけれども、9月11日から14日まで4日間連続で各地域別部会を開催するという予定になっておりまして、この9月の地域別部会だけは、河川管理者のお示しになった調査検討結果の中身についての、委員会と管理者とのきょうのやっていただいたような意見交換なり討論を行いたいと思っておりますので、そこでもっときめ細かく行いたいと思いますので、今後よろしくをお願いをしたいと思います。

それで、もう時間が余りないんですけれども、審議事項で1つ残っております。これは前回の8月5日にも申し上げたことでありますけれども、管理者の方針に対する8月5日時点までの説明をお聞きした中での見解というものは、端的なものとしてこの委員会で採択をいただいてお出しをしたわけですが、もっと重要なといいますか、随分時間をかけてご苦労してこられた調査検討結果の中身についての委員会の意見というものが、やはり管理者も多分期待をされているというふうに思いますし、この委員会としての大事な仕事だろうと思います。それに向けた作業を、これは

全体委員会でももちろん中心にやっていきたいとは思いますが、まずはやはり下準備的な作業を少なくともやっていかななくては行けませんので、前のときに今本副委員長の方で見解をつくる段階で作業班というものをつくっていただきましたけれども、今度のこの意見とりまとめについてはもう少し量的にも多くなるかと思っておりますので、ワーキンググループとして作業を進めていただきたいということで、先日の運営会議では、きょうのこの委員会で承認をいただくということを前提にして、このワーキンググループの設置と、そのメンバーについても候補者というものを既に決めております。

審議資料2というところをごらんいただきたいと思いますが、これが運営会議で決まった段階で候補者を選定したメンバーリストです。こういうふうなメンバーでワーキンググループというものを設置して、そして今後の調査検討結果に対する、5ダムについての調査検討結果を中心としたそれに対する意見というもののとりまとめの作業を行うということについてお諮りをいたします。この点について、ご了承いただけますでしょうか。

ご了承いただけるということで、その関係で今本副委員長の方からよろしく申し上げます。

○今本副委員長

これまでに見解についての作業部会をつくりました。見解というのは、あくまで河川管理者が示されました方針について、この委員会としての見解を示したものです。今度は、調査検討のとりまとめと申しますか、きょうの部分もそういう調査検討結果の説明があったわけですが、それについての意見を出す必要があります。これもかなりハードな作業になりますが、ぜひ皆さんの協力を得て行いたいと思います。

それで、早速ですけれども、きょうこの委員会の終了後、第1回目の作業部会を開きたい。第1回目でありますので、意見書あるいは意見のとりまとめの方針を相談したいと思っておりますので、非常に申しわけありませんけれども、作業部会以外の委員の方も全員都合のつく限り出席していただいて意見を述べていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○寺田委員長

そういうふうな要請でありますので、ご都合のつく方はワーキンググループのメンバーに限らずお残りいただいて、少し基本的なところの打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[一般傍聴者からの意見聴取]

○寺田委員長

それでは、大変時間が少なくなって、いつものことのように申しわけないんですけども、本日もご

出席の一般傍聴者の方からご意見をお聞きしたいと思います。それでは、一番後ろの方からお願いいたします。

○傍聴者（野村）

「関西のダムと水道を考える会」の野村でございます。丹生ダムと川上ダムについて少し発言させていただきます。

まず、丹生ダムですが、例の異常渇水対策容量ということで、そのために丹生ダムに2,000万 m^3 増量するという件ですが、先ほど来、西野委員から5cmだったら丹生ダムがなくてもできるのかという質問に対して、河川管理者が「そうです」という回答がありましたが、私どもの意見書を見ていただいたらわかりますように、7cmまで丹生ダムがなくてもオーケーだと考えておまして、これについて河川管理者に質問をしましたら回答をいただきました。それもつけておりますが、それをごらんいただいたらわかりますように、まともな回答になっておりません。ですから、事実上我々の意見が認められたというふうに思っておりますので、ぜひお読みいただきたいと思います。今のは意見書No. 601でございます。

川上ダムでございますが、きょうの配布資料の「川上ダムの三重県利水について」、審議資料1-7-7でございますが、これについて説明がございました。この中の2ページに「代替案の可能性について」というのがございます。ここに3つ書かれておまして、（1）自流取水の可能性について。これは自流を安定して取水できませんということになっておりますが、これにつきまして、きょうご欠席ですが荻野委員が質問を出されております。きょうの配布資料にも入っておりますが、審議資料1-9の11ページの一番下、川上ダムの利水の3というところで、荻野委員が、基準点の基準渇水流量は幾らですかとか、あるいは岩倉峡の上流地点で取水することは可能ですかとか、あるいは不足する分を青蓮寺ダム等で水利調整をすることができると思われるというような意見を出されております。ですから、河川管理者はこれについて流量のデータを出されると思いますので、ぜひそれを一般にも公開していただきたいと思います。

2点目でございますが、青蓮寺ダムの特定かんがいから転用する可能性についてということで説明がございました。これについては、私どもは今回No. 604で意見書を出させていただいておりますが、私どもも実は実地調査をしたんですが、ここに書かれていること自体は間違いはないと思いますが、ただ、書かれていないこと、不足していることが2点ございます。

1点は、この農業用水の水利権をそのまま転用することは単純にはできませんとありますが、それはそのとおりです。しかし、青蓮寺ダムには大阪市が水利権を持っております。きょうも出ておりましたが、大阪市は大変な水利権を余らせております。30 m^3/s のうち約10 m^3/s 。3分の

1、日量にすると80万 m^3 という数字です。すごい大きな水利権を余らせております。ですから、この青蓮寺ダムからわずか0.3 m^3/s をとるということは十分何の問題もないはずです。

もう1点ここに欠けているのは、この農業団体ですね、青蓮寺用土地改良区ということころでございしますが、ここの施設に余裕がある。送水する、配水する、取水あるいは送水の能力に余裕がある。0.3 m^3/s 以上の余裕があるということです。ですから、三重県が大阪市から0.3 m^3/s を譲り受けて、それをこの施設を利用して木津川の取水点に持っていくことができれば非常に安上がりでできるということで、それを提案させていただいております。

3つ目でございますが、利水者から転用する可能性についてと。これにつきましても私どもはNo. 600の意見書で出させていただいておりますが、ここ、きょうのご説明では、はっきり名前をおっしゃいませんでしたが、比奈知ダムに水利権を持っている京都府は余り余裕はないよというようなご説明だったと思います。しかし、読んでいただいたらわかりますように、私どもは京都府だけで十分やっていける余裕があると思っておりますし、万一百歩譲って余裕がないとした場合は、きょう千代延委員がおっしゃったように、大阪市の高山ダム等の余裕を転用すればよいと思うんです。ということで、ぜひ私どもの意見書をもう一度読んでいただきたいと思っております。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。それでは、前の方どうぞ。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。きょう、「川上ダムの三重県利水について」とする河川管理者説明資料が出されましたが、きのう厚生労働省から人口動態統計が速報で示されました。ことし半年間で3万1,034人減少したということです。これまで2007年度から減少に転ずると言われてきましたが、このような動態を見れば、50年間で半減するという説も40年間で6,000万人まで半減してしまう懸念へと移らざるを得ません。将来人口の減少は、当然社会資本整備の負担について決定的なマイナスの側面をもたらします。あらゆる面において過大投資を避け、将来へのツケが過酷にならないよう、現在を生きる我々の判断に重大な責任が問われています。

さて、よくよく調べてみれば、伊賀用水は現伊賀市の既存自己水源で完全に賄えるはずで、川上ダムをつくることで、かえって水道料金の2倍化という市民へのツケをもたらす非効率、反福祉の行政となります。このことは、「参考資料1」中の意見書No. 599、『伊賀市は水道料金の2倍化を致し方ないと言うのか』をお読みください。

現在、水資源を表流水ダムに依存することが最善の方策かのような錯覚がまかり通っていますが、

淡水の資源量としては地下水が圧倒的であり、伊賀盆地においても、古琵琶湖層との関係で浅井戸では支障を来すところが多いんですが、中層以下の深井戸では豊かな水脈を示す地層も多いと聞きます。既存自己水源の中にも相当の取水量がある深井戸も見えます。湧水面では早明浦ダムのように貯水率ゼロになることもあり、最近の気象変動を考えると、偏西風の蛇行の影響につながるのか、北九州から北陸、東北西南部への降水量増加と集中豪雨が目立ちます。こういった変動で、利水の役割も担えないダムとなる可能性があるのが川上ダムではないでしょうか。集水面積が小さく、早明浦ダムの二の舞が懸念される場所です。伊賀市は地元の水環境を守るため、多くの既存自己水源を大切に使い続けていただきたいものです。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございます。今の方のすぐ後ろの方、どうぞ。

○傍聴者（酒井）

ご指名ありがとうございます。私は余野川ダムの地元でして、箕面市止々呂美地域の者でございます。18日に開かれました猪名川部会での報告内容を次の内容で訂正をしていただきたいと思います。 「意見交換の結果概要」というところがありますが、そこから1行飛んで、止々呂美地区というところがあります。もう1つ下の行にいきまして、「一方箕面市は民間開発より公共による開発の方が望ましいとして民間開発を止めるなど、地元の意見を無視して余野川ダム建設を決定した経過がある。」ということでございますが、これは箕面市が余野川ダムを建設するとか中止するとかの決定権はないわけです。私が説明したのは、ダム建設を当初地元は反対しました。ところが、箕面市長が仲介に入りまして、治水のための理解、あるいは利水のための理解をしてもらわれへんかということの中で、さらに地域の活性化をプラスすると、これを国土交通省は提案してきているので、これでのんでくれへんかということですから、治水・利水の公共性を理解し、そして地元の活性化がされるならば、これは百歩譲ってやむを得ないということの意味を申し上げたつもりでございますので、ここを訂正していただきたいと思います。

それからまた、本日寺田委員長さんがおっしゃられていましたように、委員会の立場・役割を理解していただきたいということございまして、まさにそのとおりだと思います。18日の余野川ダムの地元の部会では、各委員さん方は、地元の活性化を審議すべきであるという方と審議すべきでないという意見に分かれました。これは法律が改正された以降にこういう委員会を設定されたわけでありまして、当然旧法（改正前）で出発したところについては旧法（改正前）の事情を考慮して、ですから利水の確保、治水の確保、それに協力した地元の活性化、これ（地元の活性化）は率

先して国土交通省（当時の建設省）がやりますということを行っているんですから、当然にしてそれは審議をしていただかなければと思っております。

したがって、委員会でもぜひ審議していただきたいと思うわけですが、これはむしろ国土交通省がこのことを踏まえて審議してくださいよというふうに委員会に諮問するのが筋でありながら、これを怠っていたというのが大きな問題であろうかと思えます。したがって、この時点（既に事業が進行中）で淀川水系の委員会を設けたことに対して、私たちは疑問を感じております。

ということは、この近畿の5ダムにしてもそうですが、（注：改正前の法律に基づき着工した工事）関東の整備局管内の八ツ場ダムとか九州の川辺川ダムにおいては、こういう問題があるということも考慮して委員会は設けておりません。だから大きな課題があるところは、そういうふうに事情を考慮していまだに設けていないというのが実情ですが、この近畿に至っては、このことを考えたのか考えてないのかわかりませんが、無謀にもこういう委員会を設けてスタートしたという経緯があるわけですから、当然改正前の法律に基づき出発した事業を救済するということも踏まえて審議していただくべきだと思いますので、ぜひひとつよろしくお願いたしたいと思えます。

以上でございます。

○寺田委員長

ご指摘、ご意見ありがとうございました。ほかに。はい、前の方。

○傍聴者（藪田）

「宇治・世界遺産を守る会」の藪田と申します。これから審議をいただくについて、2点ほど意見を述べたいと思えます。

非常にいい加減な資料が河川管理者から出されています。資料1-6-1、「天ヶ瀬ダム再開発の調査検討(とりまとめ)」です。その10ページを見ていただければ、「琵琶湖から放流できる最大量は1,500m³/sになります」と書いています。これはきのう、おとといも指摘したんですが、大戸川流量がゼロでない限りできないということです。大戸川流量300m³/sを考慮すると1,200m³/sであると。そのことについて、きのう、おととい河川管理者も回答されて確認したのに、またこれ、修正されずにきょう出されているということで、非常に遺憾に思えます。

それから、これは間違いではないんですけど不十分だと思うのは、その右側11ページの天ヶ瀬ダム放流量です。これは、宇治橋付近の基本計画高水量が1,500m³/sというふうになれば、天ヶ瀬ダム下流の宇治発電所の60m³/sとか志津川の流量を考慮すれば1,500m³/sを放流できない。宇治発電所がゼロであればいいんですけど、そういうことはあり得ないと思うので、これは説明不足だというように思えます。

それで、琵琶湖からの放流を過大に評価して琵琶湖周辺の浸水被害の対策、これは個別とか総合的なやつ、今まで委員会からいろいろな意見が出されているんですけど、そういうことの検討を河川管理者が引き延ばしするという事は許されない、私はこのように思っています。

それから、もう1点だけです。きょう、「住民と委員との意見交換会」の実施報告書が出されています。これは今後補充されるのかということをお聞きしたいと思います。実は、これだけであれば当日出席された委員の方はそれぞれのところがよくわかると思いますけど、そうでなければわからない。どう改善していただきたいかといいますと、当日配付された住民発言者の資料があったと思います。それを全部添付していただいて、各委員に配っていただきたい。それから、次の委員会でも結構ですから委員会でも配付していただきたい。この改善をお願いします。

以上です。

○寺田委員長

ありがとうございました。今のご要望の点も、その点はまた検討させていただきます。出席できなかった方には、全部の発言者の方の出していただいたものは配るということは当然なんですけども、また全体のこの委員会のときに傍聴者の方にもお配りした方がいいということであれば、そういうことも検討させていただきます。

はい、それでは一番最後になりますが、一番後ろの方をお願いします。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。きょう配られた川上ダムについての補足説明なんですけど、2ページを見ますと上に載っているのは2日間の平均雨量の表です。その下にグラフが載っているんですけども、この書き方だと、まるでその上の表の実績降雨でこれだけの浸水被害があるような印象を受けるように思います。けれども、実際には上位10洪水において2日間2日間の平均雨量で、実績降雨でやるならば上野遊水地の越流堤の見直しと河道掘削と新設遊水地だけで浸水被害は10洪水すべて浸水家屋がゼロのはずです。そうすると、下に書かれているグラフのデータは引き延ばし雨量によるものだということになりますが、一体どう引き延ばしたもののかわからなくて、見ると、第43回流域委員会参考資料4-3よりグラフ化としか書いてありません。そうすると、そのデータは元データが一体どこなのかと思って調べようと思うと、きょう配られた20もの資料の中からこの「岩倉峡部分開削効果の検討」という資料を見つけ出さないといけないんです。

委員ならば前に机もありますし、整理されたファイルもそこに置いてあります。けれども、このたくさんの傍聴者はいすの上で、ひざの上で封筒の中をガサガサあさりながらじゃないとこの資料を見つけることができないんです。非常に不親切だと思います。河川管理者は当然これがどうい

データであるのかというのはわかっているものとして書かれたと思いますけれども、ここの傍聴者がほとんど一般住民だということを十分考えてくださるならばこの資料の提供の仕方は不親切だと思います。ぜひ、できればその資料の中で、さらにできることならば、そのページでどういうデータから出されたものなのかきちんとわかるように、読む側の立場を考えて資料提供をお願いしたいと思います。

○寺田委員長

はい、ありがとうございました。

時間が15分もオーバーいたしましたけど、大変遅い時間まで皆さんありがとうございました。最後に今後のスケジュールの関係を庶務の方をお願いします。

[その他]

○庶務（みずほ情報総研 篠田）

その他資料についてご説明します。時系列で書いてます2枚目のところになります。

今後、9月に入ってからスケジュールが決まっております。先ほどから委員長の方から何度もお話がありましたように、9月11日日曜日が猪名川部会、これは大阪であります。9月12日月曜日、木津川上流部会、大阪商工会議所。9月13日火曜日、淀川部会が京都リサーチパーク。9月14日水曜日、琵琶湖部会が滋賀県立文化産業交流会館であります。そして上に会期がありまして、9月24日に京都のみやこメッセで委員会があります。一応ここまでが決まっております。簡単ですけど終わります。

○寺田委員長

それでは、本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○庶務（みずほ情報総研 中島）

それでは、これをもちまして淀川水系流域委員会第45回委員会を閉会させていただきます。

なお、委員の皆様へのご案内ですけれども、先ほどありましたワーキングの会議ですけれども、会場ですが、この会場の後ろの扉を出てちょっと左に折れたところに第2会議室というところがございます。その第2会議室を会場として準備しておりますので委員の皆様、可能な方はなるべく引き続きご参加いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

それと机上資料ですけれども、机上資料は回収いたしますのでお持ち帰りにならないようお願いいたします。特にピンクとブルーのファイルがございますけれども、それは回収させていただきますのでお持ち帰りにならないようお願いいたします。

[午後 7時16分 閉会]

